

# 監獄雜誌



第八卷第十號

## 目 録

● 論 說……………(一頁)

● 監獄問題に付當局者に希望す  
● 精神的監獄改良  
留岡 幸助

● 講 話……………(四頁)

● 特別寄書……………(十二頁)  
● 臆制論二班(第四回)  
小河滋次郎

● 雜 錄……………(二十二頁)

● 岳洋氏學會記者に贈るの書 ● 看守考試に關する記者の早見 ● 警察署設置場を以て拘留監に代用の件に就く ● 假出獄上申に就ての要件  
福 々 生

● 被告人の留置に就て  
● 裁判令の恩澤に浴すべきもの  
福 男 生

● 獄事談叢……………(三十四頁)

● 小河岳洋君茶話……………(四十六頁)

● 報 告……………(五十三頁)  
● 監獄新築改築に關する稟甲に就て ● 監獄建築の内申に就て ● 看守巡查給與品貨與品規則の比較 ● 内國旅費規則の改正 ● 警察官吏其他内國旅費規則の改正 ● 監獄醫教師旅費規則の消滅 ● 私設鐵道に依る旅費半減支給法も自然消滅 ● 懲戒懲罰免除の勅令に就て ● 典獄の榮轉補任

● 出獄人保護……………(五十三頁)  
● 三池保護會記述(第八號の續き)  
廣 告……………(數 件)

置る新録に於る是の進にして之を同意味に反譯せば

二

内務省警保局長兼監獄局長寺原長輝君題字  
 内務省監獄事務官小川滋次郎君序文并檢閱  
 警視廳監獄書記横江勝榮君合著 (非賣品)  
 大日本監獄協會佐野 尚君

# 司獄官吏必携

一名新編監獄法規

製本實費一冊金六十五錢  
 出版期ハ着手ヨリ五十日間トス  
 紙數凡ソ千ベ一ツ

先般新編監獄法規像約出版ノ儀横江勝榮ヨリ及廣告既ニ多數御注文有之印刷配布可致ノ處都合ニヨリ今般更ニ加除訂正シ編纂体裁ヲ改メ加之本年二月マテノ法律命令警視廳監獄ノ規程ニ係ルモノヲ加ヒ本文ヲ廿四款ニ類別シ章項ヲ設ケ内務省監獄事務官小川滋次郎君ノ協同ヲ請ケ出版シ司獄官吏ノ日常職務執行ノ便ニ供セントス而シテ其價格モ亦不廉ナリ然ルニ本書ハ小冊ニシテ携帶ニ便ニ且ツ監獄法令類纂ニ載スル處ノ事項ハ大體之レヲ蒐輯掲載シタルモノナレハ右法令類纂ニ代用スルコトヲ得ヘシ  
 一 本書ハ司獄官吏ノ訓練書ニモ亦之ヲ適用セン爲メ分テ目錄ヲ二様トナシ索引ニ便ス  
 一 書載スル所ノ内訓指合通牒等ハ其筋ノ認可ヲ受ケテ之ヲ登載セリ又本書ニ掲載ノ事項頗ル夥多ナルヲ以テ陸海軍ノ監獄ニ係ル規程ハ他日別ニ編纂シテ出版ノ見込ニ依リ遺憾ナカラ本書ニハ之ヲ省略セリ  
 一 御署及御署員御入用部數ハ一同御取纏メ御署名ヲ以テ來十月十五日マテニ大日本監獄協會佐野尚ハ宛御申込ノ事  
 一 當今諸物價高騰ノ爲メ從テ活版職工ノ工錢及紙價等モ非常ニ高價ニ相成曩日ニ横江勝榮ヨリ豫約廣告シタル印刷費用ニ比シ本文ノ實價止ムラ得ス增加該次第御諒承破下度事  
 一 前項御承知ノ上曩日ニ横江勝榮宛御申込ノ部數ハ更ニ御通知無之候得ハ刷成次第御送致可致事  
 一 印刷製本實費ハ三十部以上ハ二ヶ月又ハ三ヶ月賦御拂込ニテ差支無之事  
 一 五十部以上ハ郵送爲換料郵稅トモ當方ニテ擔當ノ事  
 一 右代金ハ淺草郵便局振込淺草黒船町廿八番地池田宗平宛拂込ノ事

内務大臣 伯爵樺山資紀公題辭  
 内務省警保局長兼監獄局長 寺原長輝君序  
 内務省警保局長兼監獄局長 有松英義君序  
 内務省警保局長兼監獄局長 平岡定太郎君序  
 内務省警保局長兼監獄局長 新居友三郎君著

## 憲法行政法 刑法刑事訴訟法 裁判所構成法 警察官教科書

新居友三郎君著  
 菊判四百頁  
 用紙和製上等  
 厚表紙假美裝

### 正價金七拾五錢豫約者に限り前金五拾錢

東京市外全國選送料一冊金八錢

●官廳の申込に限り●豫約申込は本年十一月十日限り代金は郵便爲前金を要せず●四谷區荒木町警察監獄學會磯村兌貞宛を以て着本の直上に御送金相成たし但郵便爲換は四谷郵便支局に限る製本出来十月三十日申込順を以て送本す  
 本書は本年内務省訓令第十四號の趣旨に基き警察官諸君の必修を要する法律科目に付其全科を網括して一冊と爲し最新の學理を簡明に解説し殊に警察官諸君が執務上直接に必要を感ずる部分に付ては法理と實際とに鑑み親切丁寧に講述せられたるものとす抑々我國警察の組織は維新以來歐西の制度を參酌し我國情に照し數次の改正を経て今や大に整備する所あり之を歐西諸國に比するも敢て遜色なきのみならず或點に於ては却て大に發達せるは吾人の確信する所なり然れども警察の機關たる警部巡查の教養に至て

は未だ完備の域に至らず従て警察官修學に資すべき教科書として見るべきもの一もあることなし或は憲法、行政法、刑法の如き坊間其著書に乏からずと雖其編著の目的自から異なるを以て或は學理に偏し或は浩瀚に失して之を充用するに便ならず是れ洵に我警察社會のため一大遺憾とする所なり曩者當局の先輩著者に促がさるゝに教科書の編著を以てせらる然れども著者毎に謙遜して之を辭されたること嘗に一再にして止まらず然るに我國運の進歩は警察の任務をして益々繁雜複雑に赴かしめ従て警察官の教養最も急なるを感ずるに至れり加ふるに改正條約の實施は目睫に迫れるを以て警察當局者たるもの今の時に當り須らく其書に依り其智見を進め其行務に衝るの準備を整へざるべからず於爰乎教科書の編著亦一日も緩うすべからざるに至れり仍て當學會著者に請ふに其編著に着手せられんことを以てしたるに著者も亦大に時務の急に感ずる所あり直ちに其請を容れられたり抑も著者は多年内務省警保局に在りて警察行政の實務に精通せられ且つ從來法學を研鑽して得られたる所少からず即ち本書は著者多年の經驗と既修の學術とに依り完成したるものなるを以て警察社會の良指針たるは敢て贅喋を要せざる所なり況や其稿を終はり將に剗剗に附せんとするに當り先輩有松、平岡兩先生の校閲を請ひ大に改善を加ふる所あり若夫れ本書を以て我警察社會を少補し警察官諸君の參考に資するを得ば洵に大幸なり

以上の趣旨に由り本書は敢て營利の目的に出ず専ら印刷實費を以て廣く有志諸君の御希望に應せんとす

發行並に  
豫約申受所

東京四谷區荒木町二十七番地

警察監獄學會

明治三十年十月

# 監獄雜誌第八卷第十號

## 論 說

### ●監獄問題に付當局者に希望す

近時監獄問題は漸次世間有識者の口頭に上ばるに至り新聞に雜誌に往々學者の此問題に付論議するものあるを見るに至りしは斯業の爲め頗る慶賀すべき事なりとす、回想すれば從來我監獄事業は内に當局者の熱心に之が改良を絶叫するありと雖も世人が監獄に關する感情甚だ冷かにして従て社會が其必要を認めざるが如き傾きありしは政府機關の完美せざると、社會人士が監獄の事業に通せざるは少くも其主因たらざるを得ざるなり、今や國家の隆盛、社會の進運は諸外國間の條約改正を完成し改正條約は將に來る明治三十三年七月より實施せられんとす故を以て政府夙に改正條約實施委員會の組織なり在朝有數の士をして諸制度の調査準備に従事せしめられつゝあり、加ふるに民間又改正條約實施研究会なるものも設けあり近衛公爵を會長とし熱心に研究調査しつゝあるは將に掩ふべからざるの事實にして改正條約實施準備に關する取調事項に就ては千種万類、予輩は茲に其項目を列記するの要を見ずと雖も政府當局者の最も其必要急務を感ずるものは警察、監獄に關する法規の制定、改正の調査を以て最先とせざるべからざるなり警察の事は姑らく置き監獄制度に就ては過般獨立監獄局を設置し諸般の改良問題を講究せらるゝ今の時に方て頃日新聞紙上條約實施後の外國人拘禁問題に將た囚人特待問題に就て喋々し、果は國權を紊し、内卑外尊の舊体を

演出するものなりなど誇大に其不可を論議するものあるに至ては是れ未だ監獄の真相を知悉せざるものにして、監獄其物の事情に通曉せざるの罪にあらざるはなし、然りと雖も今日監獄問題にして朝野有識者の間に研究せらるゝ好機に投じ政府當局者は須らく其真意のある所及監獄行政に關する政府の方針を公表し社會の輿論を惹起し、國民一般の後援を以て監獄改良の大業を成就せんことを望む。然らざれば即ち監獄事情に通せざるの偏見學者は動もすれば國家行刑の本體を誤解し奇辨を弄し或は甚だしきは政府當局者の意見を揣摩臆斷し監獄改良の前途に支障を與へ果ては國家刑罰權の神聖を害するに至るなきを保せず管に外國人拘禁制度に止まらず世人に向て監獄志想を注入し速に監獄改良の美果を修めんと今日より急務なるはなし、之を要するに予輩監獄當局者に囑望す今日此際世人に向て監獄志想を吹鼓し真正なる社會問題として朝野一致此大事業を完成善美ならしむるの方法を講せられんことを、而して其方法とは何んぞや曰く監獄に關する公開演説會を開催し在朝斯道の識者自から辯士となり其筆記を汎く新聞又は其他の方法を以て世人に紹介し監獄事情を詳悉せしめんこと最も此問題を講ずる者の爲め便宜且有益なるべしと信ず當局者果して如何なる感かある聊か希望を一言すること爾云

### ●精神的監獄改良

留岡幸助

監獄を改良することにつきては種々の方法あるは素より言を俟たずと雖も結局する所左の二方法に過ぎざる可し、第一、外部の改良、第二、内部の改良是なり、抑々外部の改良とは監獄の改築、服制の改良、事務の整理、監獄の衛生、監獄則の改正等凡て形而下に屬する改良なり、これらの改良難は即ち難なりと雖經費と事務家のあるあれば以て容易に改良し得るものなり、内部の改良は以上陳述したることと全然其趣を異にして形而上に屬する改良なれば前者に比して頗る困難なり、其故に前者を制度の改良と名くるを得べ、後者は即ち精神的改良と云ふを得可し、昔より監獄改良に於ける盛衰消長はこの兩者を都合よく調和按排するとせざるにありし而已、智の徳に勝つは道徳上不吉にして監獄改良も又此理を洩るゝ能はず、制度の改良精神の改良に優るゝ時は外部の改良完美するも犯罪人は國家に減少せざる可し、これはこれ志士の憂慮すべきことならずや、

熟々我國の監獄改良を洞察するに喜ぶべきことあり、悲むべきことあり、何をか喜ぶと云ふ、曰く外部の改良日に月に整頓することとなり、何をか悲と云ふ、曰く精神的改良の振はざることは是なり、何事に限らず事物の改良は先づ心に起りて形之に伴ふものなり、余の最も喜ぶ所は曩日監獄局設置せられ、特別事務官の任命ありて斯道の先輩岳洋小河君の如き人物を得て先づ中央部より着々改良の實を擧げられんとすることなり、如此改良は素より真先に來るべきものにして將來必ず好結果のあらんことは余の信じて疑はざる所なり、然れども、此は之れ只外見上の改良にして前途尙遑遠と云ふべし、余は我國の監獄改良を精神的には大欠點ありと云はざるを得ず、我國にある司獄官凡そ一万三千人のうち何人能く監獄の改良を以て其天職と信んずるものぞ、下は看守より上典獄に至るまで榮轉の沙汰あらんには彼等の最大多數は群蟻の糖塊に向つて急ぐが如く、榮轉を希はざるもの殆んど稀なり、警部可なり、警部長敢て不可なし、彼等は皆任命の儘に轉任するものなり、如此絶へず轉々其位置を變換するに至りては何れの日か能く熟練堪能なる良司獄官を得んや、余嘗てジョン、ハオルド傳を讀み彼が斯業の爲に任するの甚しきを見、欣仰措く能はざるものありたり、彼大に當時の監獄改良に盡瘁したるの結果名聲四隅に達し、政府は彼を以て監獄改良に於ける光榮ある長官に任命せんとせり、其時彼之を拒絕して曰く余若し一官吏として其椅子に凭る時

は素より其れ相應の働を爲す而已ならず英國に於ける監獄は改良し能ふを信すれども思ふ所あれば敢て固辭すと、當局者頻りに之が官吏たらんことを勧誘すれども彼は固辭して受けざりき、而して彼は其胸襟を推開して曰く余若し一官吏として其椅子に凭らば其働は一官吏丈の働に止まるべしと雖、余にして一生進斯事業の爲に献身して惜む所なくんば後世無数のハオルド出で、斯業の爲に奮勵せんこと疑なかるべし、と果して其言の如く彼は、一生涯其身を斯業に献じ資財を蕩盡すること凡そ十四五万圓、六度び歐洲各國を巡遊し、遂に黒海の濱タリミアの片田舎にて非命に斃れたり、

吾人は凡の人に望むに一世の偉人ハオルドを以てするものにあらずと雖、或程度まで精神的改良成るにあらずんば我國監獄の將來を如何せんと氣遣ふものなり、其他教誨の如きも今日の如き有様にては其大局より觀察すればホンの御儀式に止りて講壇場裏活火の煽然として燃ゆるものなし、焉んぞ在監者の胸裡に蟻躍せる罪惡の暴念を燒燃することを得んや、政府既に教誨の効用を冷眼視したり、豈有爲の教誨師雲の如く起るの理あらんや、吾人は當局者に望むに制度の改良に加へて精神的改良を奨勵せんことを冀望して止まず、本立て而して後未治まるの原理豈獨り監獄改良而已に渡るゝの理あらんや、

講 話

●獄制論 一班 (第四回)

小 河 滋 次 郎 述  
 檄 速 記

監獄制度の改良といふことは、詮じ詰めて見れば、即ち個人的處遇の行届くといふことであるのである、改良の實況如何を見まするのには、個人的處遇の範圍の廣狹如何を見るのが、一番確かであるので、白耳義や、和蘭の監獄制度が、他に比して能く整頓して居るといふのも、又獨逸や伊太利が改良に銳意しつゝあると申すのも、又佛蘭西の制度が割合に退歩して居ると申しまするのも、總て此個人的處遇が能く行届いて居ると、若くは此方針に向つて力められて居る、或は此點に付いて不行届であるといふことであるのであります、果して個人的處遇といふことが、監獄改良の目的であると申しましたならば、果して個人的處遇といふことが、監獄改良の手段であつて、監獄の目的を達するに必要なる方法であると申しましたならば、之が局に當る所の司獄官吏の職務といふものは、非常に困難な、責任の重いものといはなければならぬのであつて、法律、規則の範圍内に於て、敏捷且つ適當に機宜の運用を爲す能力者でなければならぬといふことで分るのであります、詰り監獄の改良といふことは、規則や議論の如何にはないので、人の如何に存することであつて見ますれば、適當の人物を推選するといふことで、最も必要の次第であらざる、歐洲諸國に於きましても、近來大に此點に着目することに爲つて参りまして、殊に佛蘭西、伊太利及び獨逸に於きましては司獄官吏の養成といふことに、非常に骨を折つて居ります、又之を養成するの必要と共に司獄官吏の身分を進め、其待遇を好くし、終身安んじて此煩雜なる、且つ責任の重き職務に従事することの出來得らるゝ道を立つて置かなければならぬのであつて、監獄の成績といふものは、拙も二年や三年の短い間に期し得らるゝものではないので、幾十年の長い將來を俟たなければならぬのであります、如何に人物を養成しました所で、又推選した所で、其待遇を薄くし、又煩々之を自由に轉免するといふやうなことがありましては、到底治獄の功を奏せしむることは出來ないのである、司獄官吏の養成の

方法に付きましては、色々ありまするが、先づ第一に學校を起すといふことである、是れは現に伊太利、及び獨逸聯邦の中のバーデンなどで實行を致して居りまして、好い成績を見て居ります、第二には司獄官吏を巡回せしむるといふことである、是れも監獄事務の教養に益のあることでありまして、即ち官吏を時々他の監獄を巡回せしめて、其實際の状況を視察せしむるといふことで、之に因つて大に發明せしむることが出来るのであります、其三には一の模範監獄を造つて、將來に望みのある有爲の司獄官吏を勤務せしむるといふことであつて、是れは費用も掛らず、手數も要せず、且つ其效を收むることが最も大いので、一般に大に此方法を賞揚して居る所でありませう、乃ち唯今我邦であつて見ますれば、特に一つの模範監獄を立てる……新築するといふことは困難でありませうが、例へば東京集治監なら集治監を、一つの模範監獄にすることに定めまして、茲に典獄たる所の人は併せて教官であるといふ考を持たしめ、其内部の管理方法は總て模範的完全に組織いたして、監獄學の上で要求して居る所の事柄は、總て之を實行せしむるといふことに致して、さうして茲に勤務する所の役人に、其實際を習練せしむるのであります、それで此處に二年なり、或は三年なり、相當の歲月間勤務いたしたならば、其人を拔擢して典獄とする、或は各地方の課長の椅子を與ふる、又此處に勤務して居つた所の看守は、他に出で、看守長にする、若くは部長に昇進せしむるといふやうにして、段々に廣く各地方に人材を配附するのであります、是れは一時に著しく效果を見ることは出来ませぬが、詰り歲月を経過するに従つて其效を見ることが出来るであらうと考へる、伊太利などでは此方法に依つて大に全國の監獄改良の實效を見たといふことであります、歐洲諸國に於きまして、改良進歩したる監獄の研究上より起つて參りました事柄で、目下一般の刑事社會の問題として、盛に研究せられつゝある所のものは、短期刑廢止といふことであります、短期刑と申し

まするのは、禁錮六ヶ月とか、或は三ヶ月、一ヶ月といふやうな短い刑期を指すのでありまして、是れは初犯の者には害があつて、再犯以上の者には一向益のないものであります、唯多くの手數と費用を要して、而も全体の治獄の秩序を紊し、且つ社會の危害を益々多くするに至るのを免れないのであります、おちらに於きまして、短期刑を適用するといふことは、甚だ頻繁でありまするが、我邦に於きましては、殊に此適用の範圍といふものが、非常に廣くござりまして、一ヶ月とか、或は三ヶ月とかいふやうな短期に處せらるゝ囚徒が、在監人の最多數を占めて居るといふ實況であります、殊に我邦の監獄は至つて不完全でありまするが爲めに、短期刑に處せられて來る所の初犯の罪人、習慣のまだ甚しきに至らぬ所のもの、若くは偶發に出でた所の憐れな者も、監獄を出さるときには、忽ち罪惡に感染せられまして、習慣的の者は一層惡習慣を養成し、偶發的の者は變じて習慣的の者と爲つて、益々社會に危害を加ふるといふやうな有様でありまする譯で、幼年の犯罪人に對して、短期刑の適用が頻繁であるといふことは、最も慨嘆に堪へない次第でありまして、詰り犯罪に養成せしむるが爲めに、刑罰を科して監獄に入れるといふやうな……酷に評して見ますれば、實況であるのであります、我邦に於て再犯の非常に増加するといふ、其重なる原因は、此短期刑の適用が頻繁であるといふことに在るであらうと思はれますに、之を廢する、若くは之を改良するといふ必要は、實に目下焦眉の急に迫つて居るのであります、然らば如何なる方法を以て、此短期刑に代はらしむることが出来るかといふことに付きましては、區々の議論がおりまするが、先づ第一には、自宅禁といふことであります、此方法は伊太利の新刑法に採用しました所であつた、伊太利では此方法を婦人及び未丁年の犯罪者に適用するといふことになつて居ります、併し是れは家に在つて常に職業に従事して居る者には、左までの効力がなく、又外に通つて職業に従事して居る者には有

害である、又常に家内生活に慣れて居る、中流以上の社會に對しては效能が薄く、又都會の中は於きまじつては、之を監督するに非常に困難であるといふ所からして、往々批難する者がありまする、併し私の考に依つて見ますれば、若し其執行の方法が宜しきを得ましたならば、短期刑を科するなどよりは、遂に効果があるであらうと考へまする、

第二には相當の保證金を納めさせて、將來の善行を保證させるといふことでありまする、即ち若し一定の期限内に於て、犯罪をするやうなことがありましたならば、其保證金を沒收するので、保證金を沒收せらるゝことを恐るゝが爲めに、行狀を慎む、慎んで居る中には、識らず知らず犯罪の習慣から違かるといふやうなことに爲るのでありまする、是れも社會の財産の配分が不平均であるといふが爲めに、適用上不便であるといふ説がありまする、

第三に誹責處分、此處分には保證金の附いて居るのがあり、若くは附けないのがあつて、是れは伊太利の刑法にも採用されて居り、又現に今日の獨逸の刑法でも、幼年者の犯罪に適用することに爲つて居りまする、是れは執行其宜しきを得れば效能のあるもので、若し宜しきを得なければ、唯形式に止まつて、一向效能を見ないのでありまする、私の從學致して居りました、刑法學者ノアイフェルトなどといふ人は、此處分は非常に效能のあるものであるといふことを唱へて居りまして、裁判官さへ其人を得たならば、將來太は其適用を擴めなければならぬと言つて居りました次第でございます、

第四には勞働の強制といふことでありまする、是れは監獄に拘禁しないで、相當の刑期間一定の作業を指示して自宅に於て其作業に勞働せしめ、作業に依つて得る所の幾分を官に納めさせるといふ方法であります

第五即ち最後に來る所の方法は、目下社會一般に非常に賞揚せられ、歡迎せられて居る所のもので、贖罪條件 附行刑 猶豫法 といふものでありまする、通例條件附裁判法と申して居りまするが、裁判の猶豫ではなくして、刑を執行することの猶豫でありまするから、行刑猶豫法と申した方が適當であるのでありまする、是れは則ち罪質の軽いものであつて、又初犯の者に對しまして、其宣告したる自由刑を監獄で執行することを猶豫いたしまして、條件附即ち相當の期間、再び他の犯罪をしない場合に於ては、其刑を免除する、若し再犯した場合には、再犯に適する刑と、初犯の場合に宣告した刑と合せて、即ち長くして之を執行するといふことでありまする、是れは始めて亞米利加に行はれ、續いて英國に採用され、佛蘭西、白耳義にも今日實行せらるゝに至つたのでありまして、各國其施行の方法は多少違つて居りまする、先頃の萬國監獄會議に於きまして、此條件附行刑猶豫法は、滿場一致で可決されました所であつて、追々各國に廣く執行せらるゝに至るの望みがありまする、獨逸でも昨年从此方法をば未丁年者の初犯の罪人に適用することになりまされた、我刑法改正草案に於ても、之を採用せらるゝことになつて居るやうでござりまするが兎に角追々短期刑が廢せられまして、斯様な方法が實施せらるゝことになりまされたならば、將來に於て、再犯の増加といふものを、防むことが出来るであらうと考へまする、

短期刑は恰も病人を病院に入るゝに方りまして、病氣の輕重如何に拘はらず、一週間若くは二週間の短い間に全快をさせて、退院させるといふが如きものであつて、唯り效のないのみならず、却て病氣を重らせるといふやうなものである、又譬へて申しましたならば、或病氣に發汗劑を服用せしめて、汗が出やうとした場合に、裸体にして冷やすやうなものであつて、發汗劑といふ、即ち刑罰を科した所の事柄が、却て其健康を害ふやうな結果を見るに至るのを免れないのであつて、是非其此の如き有害のものは、廢止する

に至らなければならぬのであります。監獄は罪人を改良する場所である、又改良する場所でないならば、罪人を改良するといふことは、實際に於ては非常に困難なものであつて、由し改良し得らるゝに致しました所で、之が爲めには長い歳月を費やさなければならぬのであります。罪人を改良するの手段は、先づ成るべく監獄に入れないやうにしなければならぬのであつて、刑罰は最終の手段でなければならぬのであります。恰も外科術を施すが如きものであつて、他に治療の方法があるならば、成るべく刀を貴重の身体に加へるといふやうなことの、ないやうにしなければならぬのと同じであります。殊に我邦の如き、不完全なる今日の監獄に於きましては、罪人を改良せんが爲めに、監獄に入れるの結果は、會々犯罪を養成して、一層危険なる種類の犯罪人として、監獄を出すに至るを免れないのであります。歐洲諸國の如き、監獄制度の割合に改良進歩して居る所であつても、今日の方針は、成るべく前申しましたるが如く、罪人を監獄に拘禁しないやうにといふ方針を執つて居ります。罪の輕重を問はず、苟も犯罪があれば、物乾竿に懸けてある「とじめ」一つを取つても、又垣に生つて居る樹木の實を「ちぎ」つても、直ちに之を捕へて来て、監獄に打込むといふやうなことはせず、刑事被告人の中に於ても、實際其犯罪の證據を湮滅するの虞れがあるとか、或は逃亡して其迹を晦すといふ慮りのない限りは、餘程の重罪の者であつても、相當の保證金を納めさせて、保釋なり、貴付を許すといふことに爲つて居る、微罪の者などは、總て自宅に於て裁判所に召喚して取調べる、犯罪の決まつて、刑の言渡の上で、始めて監獄に入れるといふことになつて居ります。是れは唯り罪人自身の爲めのみならず、監獄の經濟の上から見ましても、非常に利益があるのであります。又あちらでは罰金を適用する範圍が廣い、我邦でも之を適用して居りますが、併し御承知の通り、一圓

の罰金を以て、之を一日の禁錮に代ふるといふことに爲つて居ります。下等社會の人民が、果して一日勞働して、一圓の金を得ることが出来るのでありませうか、一圓を以て一日に代へるといふことでありますから、皆擧つて罰金を納めずして、換刑處分といふことに爲る、故に罰金は名のみにして、總て禁錮に換刑せらるゝのであります。即ち監獄に拘禁せらるゝことに爲るのである、是等の事は、餘程能く民度を考へて、實際罰金を施す以上は、之を納めることの出来るやうにして置かなければならぬのであつて、即ち勞働者の賃金を標準として、例へば平均五十錢を取るものでありますれば、一日の價値を五十錢と定め、五十錢を以て一日の禁錮に代ふるといふやうにしなければならず、又之を徵收する方法に付きましても、一時に多額の罰金を納めさせるといふことは、實際に於て困難でありますから、或は月賦にするなり、其他相當の納め得らるゝやうなる方法を行はなければならぬと考へます。さうしましたならば、從つて監獄に入れる人の數をも減ずることが出来るであらうと信じます。其要の要は、短期刑廢止の議論に續いて、不良少年の感化問題が、亦今日歐洲に於て、盛に研究せられつゝあるのであります。此事は少しく後段に御話を致しませんが、尙ほ續いて死刑廢止の論も、幾分か餘蘂が覆つて居りました。唯り一般に其必要を是認して居るのみならず、實際之を實行するに至つて、例へば和蘭、羅馬尼亞、伊太利、葡萄牙、瑞西及び亞米利加のミチガン其他四州の刑法は、死刑を全く廢止するに至つて居ります。其他死刑の存して居る所でも、宣告しても實際執行するといふことは稀有であつて、十年間に幾人といふ程、例へば澳太利では、最近十年間に十六人の死刑を執行し、佛蘭西では九十三人を死刑に處したといふ位なことに止まつて居ります。之に比して見ますれば、文明諸國中我邦の如きは、最も多數の死刑を執行しつゝある國であるといはなければなりません。

### 特別寄書

本編は實験家某氏の寄稿にして監獄作業の要旨を詳密に論じ盡して殆んど餘蘊なきが如し即ち本欄に收めて讀者に紹介す

#### 監獄作業の要旨

監獄の改良せざるべからざるは今又爰に喋々を要せざる所なり而して其所謂改良とは一にして足らずと雖ども之を要するに最重大なる關係を有するものは蓋し作業を振興し囚人を使役する方法を改良するにあり而して之が改良を遂ぐるに數要件の併行せざるべからざる世已に定論のあるあり其要件の重なるものを擧れば即左の如し

- 第一 懲戒の目的に適ふ事
- 第二 感化に妨礙なき事
- 第三 衛生に害なき事
- 第四 再犯防遏に有効なる事
- 第五 慈惠の主意に適する事
- 第六 人類生活の本旨即自動自活に恰當する事
- 第七 經濟の原理に適ふ事
- 第八 監獄費を補償する事

右列擧の外可成的民業に影響を及ぼすことを避け尙ほ監獄の作業は刑罰執行の一條件として法律の施行を命ぜたるものなれば其本旨に背反せざることを要するは勿論なれども右要件中監獄費を補償する事自活の費を與ふる事再犯を防遏する事等を貫徹せんとするに至ては動もすれば刑罰執行の要旨に抵觸を來すの虞を免れずして世上又頗る異論の在る所なり然れども現時監獄學の進歩は能く此抵觸を避け得べきことを信す請ふ左に其要を略述せん

監獄に要する巨多の費用は凡て良民の膏血より成れるものなるが故に刑罰執行の目的に反せざる限りは補償の趣旨即ち自立的經濟主義を採り費用の減少を努めざるべからず換言せば各般の事務を整理し冗費を節減すると同時に作業の收益を謀り兼ねて罪囚を減少するの方策を採らざるべからず現今監獄作業に就て議論のある所は官業を以て民業を妨礙すべからず即監獄の作業は民間事業の外に超立せざるべからず官民作業の競争は民力の發達上不可なりと云ふにあり然れども競争を避くるは實際に困難にして強て競争を避くるの主義を採るとせんか勢ひ監獄費を増加し良民の負擔を重課せざるべからず而して其課税は自由的競争にあらすして強制的徴收なり自由的競争と強制的徴收とか主觀的に民力の發達を害するの一なりと雖ども競争は任意のものにして課税は不可抗力のものなり故に性質上より觀察するときは大に差異あるを知るべきなり果して然りとせば租税の重課は寔に民力の發達を阻害するのみにして他に益する所を見ず而して自由的競争は寧ろ客觀的に工業を奨励し幾多の利益を増進する者なり

苟も監獄の諸費を補償せんと欲せば官司業たると請負業たるとに拘はらず其價格をして低廉ならしむる能はざるなり若し成し能ふとせば是れ即ち自立的經濟主義と云ふを得ず且惟ふに囚人は多く其拘禁監獄地方に在住するものなれば其入監以前にありては矢張り其地に於て夫々相當の職業に就き居りたるものなれば

(大都會又は特に事情ある所は否らず併し都會等に於ては監獄工業の爲めに會つて影響を蒙るとなるべし) 監獄に在りて作業を爲さしむるの間は該地方自由就職者を減少する譯けにて只甲乙其所を轉する而已なれば一般の經濟上には毫も差異なき等なり然るに若し監獄の作業を擴張するを以て不可なりと謂ふは實に良民に重税を科せざるべからざるのみならず又囚人出獄後自活の道を得るに由なく從て又罪科を犯すの悲境に陥らしむるものなり即罪囚を益増加せしむるものなり換言せば地方税を増加し併せて生存競争の發達を減殺せよと云ふに異ならず然れども監獄の作業を振興し自立的經濟を謀るに於ては斯る困難なきのみならず無産の囚人業を得るがため再犯者を減し從て監獄費を減少する等の利益頗る大なり故に其作業にして多少良民の事業に影響を及ぼすとすも敢て躊躇するに足らず且其監獄に要する食糧被服工業素品器具器械等は概ね其地方良民の手を藉らざる可からざるを以て良民は又是に由て益するものあればなり論して茲に至れば監獄の作業擴張するを以て必ずしも民業を害するものと斷定するを得ず然れども地方の状況に依り實際民業に著しき影響を及ぼすものあらは之れを避くることを努むべきは論を俟たざるなり

又放免後直ちに自活の資となるべき職業を授け再犯を防遏せんとするに付ても種々の説あれども之れを賦料するに當ては地方の状況習熟の難易刑期の長短年齢の老幼身体の強弱等を斟酌考量し而して其作業の種類は成るべく共同力又は器械力若しくは多くの資金を要せずして爲し得らるべきものにして且つ一般に通ずるものを探擇せば假令資金に乏しく自ら其業を起す能はざるも其習熟したる技能を以て他人に雇はれ糊口するに足るの賃銀を得るに依り實に民業に影響を及ぼさざるのみならず又再犯を防遏するを得ん果して然るときは作業の種類は勢い多種多數に涉らざるべからず其種類多種多數に涉るときは吏員の繁累も又從て多大なるは自然免れざる所なりと雖ども監獄の作業は元來収利會社の如く單に利益を主とするものに非

らざれば吏員工場其他費用の許す限りは可成的個人的に之を賦料するを得べき様其種類を選擇するを要す以上は監獄改良の一部なる作業に關する一斑に過ぎざれば實際に臨んては尙餘他に種々の障礙其間に横たるものあらん故に苟も進んで其冀望を達せんと欲せば豫め幾多の荆棘を排除するの利器即ち事に該りて屈せざる所謂百折不撓の忍耐及勉強力を備へざるべからず蓋し監獄の作業は複雑繁累其全約に通曉する能はざるは當局者の常に憂慮する所なり由て茲に項を逐ひ其要領を試みに列序せん庶幾くは萬一を裨補する所あらん乎

- 第一 刑罰の執行は囚人をして躬ら招きたる結果たることを知覺せしむるを要する
- 第二 囚人は會て自由を濫用し國家の公權を犯し社會の安寧を害したる者なるを以て其刑罰の苦痛は即ち正義の命する處にして公權の範圍に於て嚴肅に且つ純正なる執行なることを感知せしめ常に謹慎にして苟も驕傲侮慢の舉動なからしむべきなり
- 第三 囚人を遇するには作業上は勿論其他に於ても總て嚴格に且慈愛心を以てするを要す
- 第四 囚人に接する者は常に動作を嚴肅にし其言語は一言一句正明卒直にして總て紀律の模範たらしめ且其内自ら恩愛慈行の意を寓すべし然れども嚴格と苛酷慈愛と狎昵とを能く明かにして苟も相近又は殺伐の所爲ある可らず監獄に職を奉ずるものは即ち人を誨へ人を正し不良不逞の徒を匡正するの責任あるものなれば常に至大至剛所謂浩然の氣を養ひ彼に對しては教師たり保傳たり又父母親友たるの恩愛なかる可らず

若し彼我に對し不法を行ふも道理を以て丁寧懇切に諭示し之を教へ且戒め之を愛護し且親むべきなり彼れ怒り我怒り彼反き我又之れに抗するか如きことあらん乎即ち狂者が狂者を逐ふに等しく

其位置誠に同等なれば其任に適せざるの誹を免れず人を統督し人を勵まさんと欲せば須らく己れ兼に率先して其勞に服し人をして來り働けと命令するを要す往て働けどの指揮の下に勵み勉むるもの蓋し之れあらざるなり之が責を擔ふ者精勵耐忍の勇氣を日々に養はざるべからず

## 第三

四人に賦科する科程及料定は最も審密に而かも慎重慎重を加ふるを要す

四人に賦科する科程及料定の適否の重要なるは言を俟たざる所なり若し之を誤り其賦科強きに過ぎん歟四人は只管其責罰を免かれんことのみ汲々として製品の用途性質の如何に頓着せず粗悪且不適當の物品を製出して其素品をも廢物に歸するに至るべし又之れに反し緩に失せん歟巧みに手足のみを動かし以て外觀上勉勵の体を裝ひ常に安逸を偷むに至る故に之を査定する者其適否を判するの智能なくんば其害や實に大なり其職にある者宜しく先自己の技藝を練磨研究せずんばあらざるなり

## 第四

四人に物品を製造せしむるには緻密周到の念慮と工風力とを養成するを要す

彫刻其他之れに類する緻密の技藝即ち製造に時間を要する物品は世上に在る者は兎角衣食住に饜饉として充分に工風を運らすの暇なき筈なるに尙ほ種々丹精を凝らし意匠を運らし精巧の賞賛を得るもの尠しとせず然らば即ち此三者を苦慮するなき四人は一層精巧の物品を製出し得らるべき筈なるに却て粗悪拙劣のもののみを作る所以の者は要するに四人の無氣力に因るべしと雖ども亦授業方法の粗慢なる歟或は其監督の肯綮に該らざる歟將た又考量の時間を怠惰視する歟若しくは素品及器具の配與宜しきに適はざる歟但しは業種其人に恰當せざる等に因らすんばあらざるなり之れが責任者たるもの宜しく其原因を深察し無缺の良品を製せしむるに努めずんばあらざるなり

## 第五

製造物品は需用の緩急を量り注文者をして時機を失せしめざるを要す

四人の備工錢は世上賃錢に比較せば大に低價なるのみならず工業に要する家屋器具授業手等に至るまで悉皆官より供給するにも拘らず進んで囚徒を備役せんとするもの稀なる所以のものは或は地方の状況に由るべしと雖ども亦監獄の職工は需用の多少業務の繁閑に伴はず出入其他處罰等の爲め忽ち増加し忽ち減少し所謂需用供給其度に適はず加ふるに監督者の粗慢囚徒の懶惰等より製出の期に違ひために備主は時機を失し意外の損失を醸生するの虞あるに職由せずんば非らざるなり

爰を以て備役せんとするものあるも其賃銀の低廉なる屈強壯大の者をして世上所謂婦女子の内職とする賃銀にも足らざる工錢に甘んじて應諾せざるを得ず之れ畢竟止むを得ざるに出するものゝ如しと雖ども工業を引受くるの當初に於て難易輕重を詳かにし百事万端を計算し用途の時機を考察し其期日を約するに責任を負ひ且法律規則の許す所紀律の嚴正に障礙なき限りは備主の便益を計るを努めは庶幾くは不適當なる賃銀を以て契約を爲すを免かるゝを得らるべし之れ當該者の將に盡すべき義務なりとす

## 第六

四人に物品を作らしむるには材料素品の使用方法を細密に指示するを要す

製作品代價の廉と不廉とは素品材料買入の巧拙時機の緩急に因る可しと雖も又使用方法の粗密如何にあるものとす譬へば小箱一個の製造注文を受けたりと假定せんに其用ゆべき板は一枚金十錢のもの六分則ち六錢に價するものと之れに釘金一錢と三錢の職工一人を要すとせば即ち金十錢にて調製し得べきなり然れども殘る板四分即金四錢に價する素品は他日之れに適當する注文者なき

加又は保存不整理なる時は所々轉々放棄遂に破れ或は割れ結局焚物等に歸するより豫め此損失を慮り其實一枚の内六分を要するも勢ひ八分位の遣ひ拂ひに立てざるを得ず左れば其板代金八錢に釘手間金四錢を併せ之れを金十二錢に賣渡すとせば一見金二錢の利益を見る如しと雖ども其残る板四分即ち四錢に該るもの他日果して焚物等に化し去るとせば官に於ては其實金二錢の損毛をなし注文者も亦二錢の高價なるものを引受くる譯なり這は畢竟素品仕用方を囚人に細かに指示せざるに因る抑も囚人は素品の濫費製品の高價等には毫も顧慮するの念なきものなれば新らしき大なるものを仕用すれば製造の爲し易きのみならず又体裁も能く出來得るより新らしき大なる者を仕用し其殘余は放棄するものなり又之を指示する者も端板杯を搜がし尋ねんより寧ろ大なる者一枚を取出し授與するの易きに如かずとするが如きは普通あり勝ちなる事實なり然れども之れが任に該る者其注文を受けたる時先づ其寸尺より用途を考へ僅かに其二三分を縮少せば一間板半分即ち三尺にて事足れば残る三尺は仕用の道も廣く從て廢物に歸せざるべし又爰に金四錢に該る端板を尋ね之れに釘手間併せて金四錢を懸け十錢にて賣渡すとせば官に於ては金貳錢の純益を得注文者も亦金貳錢の廉價なるものを購ふことを得從て注文者を増加するのみならず又囚人に對しては經濟的思想をも自然涵養するに至る可し故に之れが事に從ふもの些細に用意鑑察せずんばあらざるなり

第七

囚人に物品を製作せしむるには注文者の意思及其用途如何を考察するを要す  
囚人は元來機轉工風の思想に乏しく殊に永く在監するものゝ如きは世上の變遷及人情風俗時の流行に疎く又物價の昂低をも辨知せざるものなれば其意思に任せ製作せしむる時は其物品或は密に

第八

物品を囚人に作らしむるには考量の時間を適當に與ふるを要す  
凡そ物品を製作するには大小廣狹厚薄長短方圓深淺等は最も重なる關係を有するものにして製造者技藝の熟否製作の難易に由り多少の考量を要すべきものなり然るに之を指點監督する者は等の要點を視察せず唯肢体の動き居る者を以て勤勉者とし否らざる者を懶惰視し呵責或は叱咤する時は徒に囚人の感情を害し不正粗惡の品を製出する歟若くは憤怒の餘り殊更に素品を毀壞し過失の体を裝ひ處罰を受けんとする如き自暴自棄の念を惹き起さしむるに至るべし之れ當任者の宜しく介意すべき點なりとす

第九

役業の難易を以て懲戒の具と認むるなきを要す  
監獄に於ける作業は已に陳べし如く數要件の範圍に適當せしむるものとする以上は役業の種類及び其難易に拘らず囚人の將來を考へ之を科する固より當然なりとす然るに事爰に出でずして憎むべき犯情の者を懲さんとして徒らに最強至難又は平素の業に反對する役に就かしめ或は犯情恕すべき者若しくは其性質稍や可なる者なる時は輕易の役業を科するを以て其當を得たりとし恬然顧みざるもの往々にして尠からず之れ倒行逆施の甚だしきものと言ふ可き而已抑も如斯賦科は人類自動自活の希望心を起さしむる能はず殊に反對業を科するの不可なる其久しきに涉らば遂に慣れて

其効なし反令ば外役米搗等の如き強役も却て食糧の多きを喜はしめ又工の如き寧ろ心安きを樂むに至らしむ可し果して然らば又彼等に於て一の恐る可き厭ふべきものなし況や叱咤威嚇若しくは毆打の如きは殆んど蚊蚋程も意に介せざるに至らん蓋し真正なる懲罰即ち彼等の最も恐れ最も厭ひ且苦痛を感じる所のものにして而かも行刑の本意に適ふものは嚴重なる使役方と紀律的動作の下に立たしめ片時の閑をも偷ましめざる事ある而已豈又他に彼等が敢て恐れ且厭ふべきものあるなし之れ懲罰と役業とは劃乎として混同するなきを要するなり

第十 短期囚及初犯の者を使役するに就ては殊に緻密なる觀察を要す

役業場を一瞥する時は各囚眞に勉強するものゝ如し然れども眼を裡面若しくは側面に注ぎ觀察する時は其實拱手安坐するに等しきもの其幾千人あるを知らず之れ習慣犯若しくは數度處刑を受け監獄に慣れたる者は官吏の眼を晦ますの奸智に長じ他囚を瞞着するに熟達せるものなり而して偶發犯即初犯囚等の獄舎に慣れざる者は概ね性質粹惡ならざれば大に恐懼の念を懷き一意に官吏の命令を遵奉し作業の難易工錢の多少を顧みず拮据勉勵毫も他意あることなきも兇漢等の一度此者等を聽むる時は比較的已等が平素の懶惰と不精との發露せんことを憂ひ隙に乗じ或は恐喝し或は誑かし其の製品の数を減せしめ又は之れを粗惡に造らしめんことを勸誘し若し其意に従はざれば陰に憤恚の意志を示す等奸計誦詐遂に之れをして習慣犯者の怠惰手段を習はしめ官吏の眼を晦ますに至る之れ畢竟難居弊害の然らしむる所なりと雖ども直接之れに該る者常に深く此點を省察し其制禦に力を盡さば蓋し此害の半分を救済するに至る可し

第十一 囚人を處罰する須らく慈にして苛ならざるを要す

囚人をして嚴正なる紀律を涵養するの期は多く作業の時間を利用せざるべからず故に直接作業に従事する者の適否は獨り監獄戒護の強弛に關するのみならず併せて監獄全体の改良に影響を及ぼすこと蓋し大なりとす爰に所謂嚴正とは即ち嚴正にして決して威赫叱咤の謂にあらず濫りに囚人をして威嚇若しくは嘲罵叱咤する時は益々囚人をして乖離心を勃興せしめ管だに處罰の効果を失するのみならず官吏の威信をも傷するに至るなり然るに囚人を威嚇し又は嘲罵叱咤若しくは犯則者を多く摘發するを以て嚴格なり又は用意の周密なりとする者間々尠しとせず或は犯則者を認めつゝ之を黙過し又責罰せず曖昧模糊に付し以て慈行となし自己が受持場に犯則者なきを誇る者あり此二者共に事を誤るの甚しきものと言ふ可き而已蓋し粹惡の徒は毫も氣概廉耻の心なきより只管吏員の鼻息を窺ひ巧みに欺を買ひ責罰を免かるゝものあり又作業に従事する吏員にして囚人の或る技藝に熟達する者犯則するも之を處罰する時は頓に其工事に影響せんことを思ひ之を黙過し處罰の手續を躊躇するものあり之に反し些細の事に處罰せらるゝ囚人は概ね獄舎に慣れざるものにして官吏に對し言語をも交ゆるの勇氣なく且工業上にも差して必要なもの多きが如し而して是等の者は一度官吏若しくは他囚の爲めに叱咤せらるゝ時は恐懼其爲す所を知らず右胛左顧の間忽ち怠惰視せられ之が處罰を受くる者の如し若し夫れ如斯ことありとせば刑罰は正義公道に基きたる制裁にあらずして即ち不正不義の強制的手段と化し遂に其目的を阻止するに至る可し豈熟慮省察せずして可ならん乎

(未完)

雜誌

●岳洋氏學會記者に贈るの書

記者足下筆硯益々御清穆斯業の爲め不相變萬丈の氣  
 烟を吐かれ候段快心の至りに存候貴會監獄雜誌も斯  
 業改良前途の好望と共に逐號活氣を加へ別して新た  
 に英語研究欄を特設せらるゝに至りたるが如きは時  
 機に應じたる適當のことと着眼の程敬服の至り讀者  
 に於ても一般に非常の満足を表し居り候ことに可有  
 之候其他材料の精撰編輯の体裁等すべて雜誌の面目  
 を改良の上にも改良を加らるゝことに就ては御如才な  
 く十分慎重敏活の注意を加へ居らるゝ義とは存候得  
 ども小生の慾目より之を見れば尙ほ不満足を感じ候  
 點少からず然し一々申上候も入らざる御世話との思  
 召も可有之小生とて又物數寄に惡され口を利く餘暇  
 も無之言はぬが花を高見の見物も亦た一興と致しこ  
 ゝに唯だ一つ傍觀し能はざるものありと申すは他に  
 非ず獨り聲價ある監獄雜誌の体裁を損すのみならず  
 神聖なる斯業の眞面目を害するの嫌ひなき能はざる  
 件に有之畢竟乾燥無味なる科學的専門斯學の研究に

對し其中多少の慰樂的趣味を調合せしめんとの高案  
 に出で候ものとは被察候へども趣味にも高尚なるも  
 のと下品なるものとの差別有之賤丈夫の口に適する  
 下品の趣味は識者は見るだに嘔氣を催ふざるを得  
 ざる次第に有之若し果して多少趣味の調和を必要と  
 する義に候はば直接若くは間接に斯學と關係を有す  
 る事項にしてイクラも他に高尚優雅の材料を發見し  
 得らるべく、よし關係を有せざるも僚友の詩歌俳文  
 たとひ金玉ならざるも以て同人の雅懷を養ひまた樂  
 ましむるに足り、滑稽も可なり失策談も亦た妙と云  
 ふべし唯だ其極めて無邪氣なるを要す（但し隱慮な  
 く予の希望のある所を以て之を言へば所謂趣味なる  
 ものは斯學究研其れ自身の中に在つて存し毎號僅々  
 六十頁に充たざる小冊子、盡く専門家研究の結果に  
 成れる論說講演を以て填むるも尙ほ飽き足らぬ感な  
 きを得ず何を苦んでかまた世俗の所謂趣味を加ふる  
 の必要かある）然るに近刊監獄雜誌を見るに世俗の  
 所謂若くは記者足下の所謂趣味の材料なるもの其だ  
 多く中には毒々しくして下品なるもの少からず殊に  
 金洲とか言へる匿名氏の何人なるやは知らざれども  
 其筆に成れる訪問寸話とかさては幻夢とか題する記

事の如き果して眞面目なる斯學の機關としての聲價  
 に關するなきを得るか之をしも趣味と云ふを得べく  
 はこれは下品なる趣味は有之まじく協會雜誌の如  
 きも亦た會て類似の記事を掲げ識者私かに之を難じ  
 たることも有之監獄雜誌が今また其聲に倣はんとす  
 るを見るに於ては予は斷じて之を看過するに忍びず  
 今や斯業改良のこと日を追ふて益々其歩武を進めつ  
 くあるの時に方り斯學の機關たる監獄雜誌及び協會  
 雜誌の健全なる改善發達を希望するの情殊に切なり  
 苦言或は記者足下の耳に逆はんやも難計候へども幸  
 に猛省あらば本懐の至りに候敬具

十月一日

岳洋生

學會雜誌記者足下

●看守考試に關する記者の卑見

看守を監獄書記又は看守長に任用するには曩きに  
 内務省訓令を以て看守考試規程なるものを定めら  
 れ主要なる考查項目は之を定められたりと雖も其  
 細目に至つては廳府縣長官に於て定めらるゝこと  
 くなれるより考查表并其細則等は適宜之を定め又  
 は其準備中なるものありと雖も可成一定の様式に

依るの必要あるが如し余輩素より之れが準則とす  
 るに足らざるを知ると雖も亦た敢て一己の私見を  
 具へ當局者の參考に資するは強ち無益ならざるべ  
 きを信じ左に考試細則私擬なるものを物し當局者  
 の瀏覽に供せんとの微衷に出づ讀者幸に之を諒せ  
 よ

看守考試細則私擬

第一章 考查

第一條 看守の實務成績考查は左の各項に就き査覈  
 すべし

- 一、姿勢、禮式、服裝其他紀律に關する事項
  - 二、職務執行の當否
  - 三、勤務の勉否
  - 四、書類及報告等の整否
  - 五、訓授に關する應答并實務、法令の應用科題等  
 の成績
  - 六、非常應變に關する適否
  - 七、体操、戒具使用法、消防演習、擊劍の練否
  - 八、賞罰に關する事項
  - 九、性行嗜好及同僚間交義の親否
- 等二條 看守は總て一人毎に別紙に考查表を調製し



主管内務當局者より回答し來られたるやに漏れ聞けり然るに説を爲すものあり拘留狀に依り拘禁せられたる刑事被告人は是非とも之を監獄に拘禁せざるべからざるのみならず若し之を便宜警察署の留置場に拘禁するとせんか警察と監獄機關の區別劃然せず從て其戒護吏員の如きも其犯罪事件を検索したる警察官にして自己に之を拘禁し之を戒護するに於ては個人の場合として疾視刻薄の待遇を爲すの虞れなき能はず況んや職務上檢舉したる被告人なるを以て被告の利益を阻害する等の處置なきを保する能はざるに於てをや云々と以上の理由は一應道理あるが如しと雖も今回司法省令第十四號に依り豫審事務を開始する各地方裁判所甲號支部所在地にして監獄支署の設備ある地方は實に僅々に過ぎず然るに豫審事務開始の結果として悉く茲に拘留監を設置せざるべからずとせば地方税の負擔に堪へざるべからざるのみならず僅々數人の刑事被告人を拘禁する爲め特に看守を配置し戒護せしめざるべからざるに至り到底企て望むべからざる事に屬す加之監獄則第一條に警察署内の留置場を以て監獄の一種と認め刑事被告人を一時留置することを明かに規程しあるを以て之を狹義に解

釋せんか拘留狀に依て拘禁せらるべき刑事被告人を留置する能はざるが如き感なきにあらざると雖も既に従前に在ても區裁判所々に在地に監獄支署の設けなき地方に於ては現に警察署の留置場に刑事被告人を拘禁し來れる事實あり今日に至る迄何等の障礙ありしを聞かざるに今更ら豫審に付せられたる刑事被告人は之を警察署の留置場に拘禁すべからずと云ふ理由は予輩之を發見するを得ざるなり況んや刑事被告人は真に刑事上の嫌疑者に過ぎずして拘禁の目的さへ達し得ば可なり諸般の待遇上に於て一般の囚人と總て之を殊別しあるに依て之を見るも其拘禁の場所又は其戒護者に巡查を以て之に任せしむるも何等の支障か之れあらんや去れば此問題は今日之を論議するの要なくして寧ろ區裁判所管轄區域の發令ありたる當時起るべき問題なるが如し然るに曩きに此事なくして今日之を云々するは予輩其理由を發見し得ざるなり故を以て他日監獄行政の上に變革ありて監獄と警察との監督管理を劃然分離するにあらざる以上は尙語を替へて之を云へば警察署内の留置場を以て監獄と分離せしむる曉きはイザ知らず現行の制度上便宜警察署の留置場に刑事被告人を拘禁するの止むを

得ざるありと雖も曩きに論者が杞憂は到底之を如何とすべからざる事なりとす

致度云々

右に對し司法大臣の回答は左の如し

尙一步を進めて從來の取扱例を見るに曩きに明治廿二年中當時の内務大臣は各地方長官に内訓を發し甲乙土地交通の便否、囚徒の多寡、押送の便不便其他の情況を審査し漸次小監獄廢止の方針を示されたるは要するに行刑の摯實を期し併せて地方の經濟を慮かるの趣旨に出でたるは今更に之を論ずるを要せず而して便宜警察署の留置場に刑事被告人を拘禁するの方針なりしことは本訓令發布に先たち内務大臣より司法大臣に内議を遂げられたるに依て之を見れば思ひ半ばに過ぐるものあり而して其内議書なりと云ふを聞くに實に左の如し

地方監獄中治安裁判所々に在地に在るものにして往々其規模極めて狭小にして僅々數名若くは數十名の囚徒を拘禁するに過ぎざるもの有之右は刑執行の目的を貫く能はざるの恐れあるのみならず之が爲め餘分の經費をも要する次第に付自今斯る小監獄は成るべく之を閉止し已決の囚徒は最近の監獄に拘送し未決囚、拘留囚及換刑輕禁錮囚は其地警察留置場に拘禁せしむる様致度御異存の有無承知

釋せんか拘留狀に依て拘禁せらるべき刑事被告人を留置する能はざるが如き感なきにあらざると雖も既に従前に在ても區裁判所々に在地に監獄支署の設けなき地方に於ては現に警察署の留置場に刑事被告人を拘禁し來れる事實あり今日に至る迄何等の障礙ありしを聞かざるに今更ら豫審に付せられたる刑事被告人は之を警察署の留置場に拘禁すべからずと云ふ理由は予輩之を發見するを得ざるなり況んや刑事被告人は真に刑事上の嫌疑者に過ぎずして拘禁の目的さへ達し得ば可なり諸般の待遇上に於て一般の囚人と總て之を殊別しあるに依て之を見るも其拘禁の場所又は其戒護者に巡查を以て之に任せしむるも何等の支障か之れあらんや去れば此問題は今日之を論議するの要なくして寧ろ區裁判所管轄區域の發令ありたる當時起るべき問題なるが如し然るに曩きに此事なくして今日之を云々するは予輩其理由を發見し得ざるなり故を以て他日監獄行政の上に變革ありて監獄と警察との監督管理を劃然分離するにあらざる以上は尙語を替へて之を云へば警察署内の留置場を以て監獄と分離せしむる曉きはイザ知らず現行の制度上便宜警察署の留置場に刑事被告人を拘禁するの止むを

●假出獄上申に就ての要件

假出獄を申請するには先づ典獄に於て鄭重の取調を爲し夫々附屬書類を添付して其筋に上申し認可を請ふものなれども當局者の咄に依れば其取調の不備な

るが爲め折々照會の勞を煩はすものある由予輩は之を聞て甚だ遺憾に堪へざるなり老練なる實際家に對しては近頃嗚呼々間敷となれども輕々に看過すべきものにあらざるを以て聊か卑見を陳述する所あらんとす

假出獄の性質目的を説明するは本論の目的に非ざるを以て贅言を要せずと雖も假出獄は重罪輕罪の刑に處せられたる者に對する一の恩典にして獄則を遵守し改悛の狀あるときは其刑期若干を經過するの後行赦減刑とは大に其性質を異にするものとす而して刑法第五十七條の規定あるを以て刑期限内更に重罪輕罪を犯したる者は假出獄を許さず此點は少しく理論に副はざるの嫌なき能はずと雖も成法のあるあり亦如何ともする能はずされば重罪輕罪の刑に處せられたる者にして刑期限内更に重罪輕罪を犯したるものにあらずれば其偶發犯たると習慣犯者たるを問はず獄則を遵守し改悛の狀あり刑期若干を經過したる三條件を具備したる者に在ては假出獄を許すに支障なしと雖も其果して改悛の狀顯然として復た罪を犯すとなきを確信するに足る行狀を具ふるにあらざれば

は易く假出獄を許すべきものにあらざるを以て習慣犯者の部類に屬する囚人に對しては別して緻密に行狀を勸査し假面を裝ふ者の爲めに萬誤らるゝとなきを要す又初犯者中に在ても單に一輕罪を犯したる者と數十重罪を犯したる者とは多少其罪狀相異なるを以て從て改悛の點を觀察する上に就て平素十分注意を加へざるべからず其改悛の程度を調査するは専ら典獄たるものゝ任なれども甲乙其人の異なるが爲め著しく調査の程度を異にし被刑者に不幸を來すとなきを期せざるべからず實際假出獄の恩典を被むりたる者の多寡は毎年の統計上に於ける比較を以て之を知り得へしと雖も果して假出獄の多き割合に治獄上比較的に整頓し行刑の目的を達しつゝある予輩敢て之を疑ふにあらずと雖も就中假出獄の著しく多き所あり又甚だ少數なる所ありて殆ど比較を取り難きものなき能はざるを以て思はず筆も岐路に走せたり

却説假出獄を許すに付ての調査事項及其上申に添付すべき書類は嘗て其筋の違及通牒に依て明かなり則ち假出獄を稟申するには慎重の注意を加へ其囚人に對する入監前の生活○職業○親屬の有様○犯罪の性

費及入監中の行狀改悛の顯著○役業の熟達等を警察官出監後自活の方法及引取人の身元等を調査し其稟申の際に宣告書○執行指揮書の外身分帳中の身上票○觀察表の賞譽表○懲罰表○行狀表の謄寫且警察署等に對し取引人の身元○本犯の財産等の探偵を爲さしめたる書類の寫を添付し所屬長官を經由して典獄より其筋に稟申するものとす尙數回同時に假出獄を稟申する場合に在ては所屬長官の進達書及典獄の上申書等總て一名毎に之を作らざるを得ず然り而して右調査すべき事項は一目瞭然たるを以て専ら附屬書類に就て記述すべし

一宣告書の寫を添付する所以は犯罪の事實刑の適用等詳かに之を知るの用に供するものなるべし故に假出獄稟申の際には十中の八九皆成規に従ひ宣告書の寫を添付するも偶々判決書の抄本を添付するものある由抄本は宣告書謄本に代へて相行はれ之を以て刑を執行するに支へなきこととなり居るも謄本の必要あるときは裁判所より更に送致する云々の條件付にて履行し來りたるものゝ如し而して其筋の通牒には明かに宣告書と記しあるを以て其寫を添付せざるべからず要するに刑を執行するに

付ても抄本を用ゆるは變則なり假出獄の如きは鄭重の手續を要するを以て本則に従ひ作りたる判決謄本の寫を要するは當然のとなりとす

二執行指揮書を要するは典獄に於て指揮書に従ひ刑を執行すべきものなるを以てなり此指揮書には被刑者の姓名又は處刑の年月日若くは刑期等判決書と符合せざるものなしとせず若し符合せざるものあるときは一々檢事に照會し訂正を求め後其刑を執行せざるべからず然るを其儘執行するに於ては万一人違ひ等の虞なしとせず假令然らざるも怠慢の責は免かれざるべし又本犯に於て上訴したる場合に在て控訴正當にして上告の不當に歸したるときは上告棄却の日より刑期を起算し第一審判決の日より第二審判決の前日迄の日數を刑期に通算し來りたるも其後第二審判決當日迄の日數を刑期に通算するに改りたる筈なるも或は其訂正なきものなしとせず一言以て之を注意す

三身上票は被刑者入監前の生活職業資産及教育の有無其他親族の關係等を調査する上に於て必要あるに於て之を添付するものなるべし然るに警察署に於て其取調の手續を迷惑に思ふものなしとせず

る由然れども刑罰の目的を達せんと欲せば獨り監獄のみならず警察の力をも假らざるべからず否身上票に於ける取調事項の如きは當さに警察官吏の盡すべき職務なれば監獄の照會に對し取調の疎漏若くは不完全なるものあるに於ては警察は怠慢の責を免かれず故に親切丁寧に調査あらんとを望む

匹視察表 は多く看守長又は作業主任の書記若くは監獄醫等に於て平素罪囚の視察を遂げ其意見又は實地の狀況を典獄に開申するものなれば是亦添付するの必要あり然るに刑期四分の三を経過する迄拘禁して刑を執行しつゝあるにも拘らず實際視察表に記入するもの少く甚だしきに至ては視察表の記入皆無にして白紙を添付するものある由果して然るものあらば疎漏の調査と云はざるを得ず抑も假出獄を稟申する程の囚人に對しては司獄官吏に於て屢々耳目に觸るゝ善行其他視察表に記入すべき報告の材料なかるべからず若し之れなしとせば假出獄を請ふの價値なしと云ふも敢て過言にあらざるべし

五賞表 必要なるは今更論するに及ばず其賞表の如きは應さに假出獄の措梯たるべし今は賞表の

數を減し三個に止ると雖も從前の規則に在ては五個まで之を付與するを得たり此賞表のところに參考の爲め記すべきものあり或人曰く極點の賞表は假出獄を許すべきものならざれば之を付與すべからず何となれば五個の賞表を與へたる囚人に對し若し假出獄を許さるとあらば是れが爲め自暴自棄の念を起し却て感化上害あるを以てなりと其れ然り豈夫れ然らんや或は論者の云ふが如きものなしとせざるも开は改悛の假面を裝ひたる者に對し誤て賞表を付與したるものと云はざるを得ず其真に改悛したる者に在ては假令假出獄に預らざるも再び惡心を起すとなかるべし彼の刑期中重罪輕罪を犯したる者は假出獄を許さずとの法文あれば其行狀善良にして何如に改悛したるものと雖も假出獄を許す能はず然れども相當の期間を経過するに於ては最多數の賞表を與へ之を優遇すると素より差支なし論者何を苦てか假出獄を許すべきものにあらざれば最多數の賞表を與へすと云ふか余は斷言す假出獄を許すには有賞表たるを要すと雖も極點の賞表を與ふるには假出獄を許すべきものに限らずと

六懲罰表 刑罰を執行する上に於ては賞罰を明かにすると肝要なるを以て懲罰表の添付も亦必要なりとす勿論假出獄を稟申する程の囚人に在ては懲罰の多く之れある筈なしと雖も其有心故造にあらずして偶然の出來事又は過失に出でたるものゝ如きは大に恕する所あるを以て假出獄の妨げとはならざるべし其無罰なる者に對しては其旨を懲罰表に記入するか又は假出獄の稟申文中に附記するを可とす然らざれば懲罰表を取落したるものなるや否判明せざるを以てなり

七行狀表 凡そ自由刑を執行するに方り囚人の行狀を視察して適當の判定を下すほど困難なるものは蓋し他に此類なかるべし何となれば其外形に顯はれたるものよりは彼れか心情を洞察すると寧ろ多きを以て其困難の業たると知るべきなり況や兇惡なる者に在ては面從腹背なるもの多ければ注意の上にも注意を加へて其行狀を視察し萬過誤なきを要す然るに此大切なる行狀表の記載方々不完全なるものあり例へば犯罪理由を記すに方り國法を輕んずるに由る杯と記したるもの之れある由なれども各囚に就き能く調査を遂げ例へば甲か強盜盜

を犯したる理由は遊惰放蕩の末とか乙か毆打創傷罪を犯したるは飲酒の上喧嘩を爲したるにありと云ふ如く之を調ふべきものと思考す又勸査期の算出は刑期の如何に因り多少異なる所あれば此に一言せざるを得ず例へば刑期六年の者に對する刑期四分の三は四年六月にして三十年一月一日より數れば三十四年六月三十日が滿期にて其翌日則ち七月一日刑期四分の三を経過したるものとす又刑期四年六月の者に對する四分の三は一年と四十五日なるを以て三十年一月一日より起算すれば三十一年二月十四日が滿期にして翌十五日四分の三を経過するものとす右曆年に依るものは年月を以て計算し其刑期何年何月とあるものは總て日數に引直して計算すべきものなればなり又貯蓄工錢の記載方區々に涉り或は一期間の貯蓄高を記入するものあり或は前期より通算して累計したる高を記入するものある由なれども行狀表は每期其間に於けるものを記載すべき仕組なるを以て前段の記載方を可とす此行狀録を略して別に行狀表なるものを添付するものも亦之ある由なれども此等は最も不可なり

入引取人の身元及本犯の財産調等之れは出獄後の保護及び自活の生計を立つる等の點に於て之を調査するの必要あるを以て所轄警察官に照會して得たる回答書の寫を添付せしむべきものとす尙郷黨隣里の感情の如きも多少参考に供するに足るものあれば之れ亦調査するを可とす

以上具備したる典獄の上申に對し府縣知事又は警視總監は進達書を添付して其筋に差出すべきものなり而して其數名同時に稟申する場合に在ては典獄の上申書は勿論府縣知事等の進達書も亦各別に作らざるべからず然るに數名同一の進達書に記したるもの之れあり調査上不都合の場合なき能すと云ふ又罪名を記すに方り唯判決書の冒頭に掲ぐる被告事件の罪名を記し其審理の上他の罪名に依て處斷せられたるを調へざるもの偶々之れある由(例へば被告事件謀殺たりしか之を判決するに方ては故殺を以て論したるもの(如きはなり)疎漏も亦甚だし終に臨み假出獄上申の時期に就て一言すべし前勘査期施行の時に在ては刑期四分の三の時期に迫りたるときは假出獄を上申して差支なきとに定めありし由なれども抑も假出獄なるものは刑期四分の三を經過せざれば之を

許すと能はざるものにつき假令前以て上申するも其筋に於ては認可を與ふるに由なければ矢張り四分の三を經過したる後上申するが至當のまなりと思考す尙假出獄の上申書及進達書は通例内務司法兩大臣に宛て認むべきものなれども其陸海軍軍法會議の判決に係るものに對しては内務大臣及陸軍大臣若くは海軍大臣宛に認むべきものなりとす思はず長文に涉りたれども假出獄の手續は鄭重にすべきものなるを以て参考上必要なる廉多ければ自然長文に涉るも勢ひ止を得ざるなり讀者諸君請ふ諒焉

●被告人の留置に就て

碌 一々 生

檢事現行犯の被告人を受取りたるも不得止事故ありて即刻訊問するに不能一時留置せざるを得ざる場合に於ては何れの留置場に留置すべきものなる乎之れ一の問題なりとす勿論宿泊を要する場合に於て起る問題なり從て之れが看守の任に當るものに就ても議論を惹起す則ち裁判所内の留置場に留置するものとせば其戒護の任に當るものは看守なるか將た巡查なる乎とは嘗て實際家の間に起りたる疑問なりとす然

れども其宿泊せしむる場合に在ては裁判所内の留置場よりも寧ろ警察署に在る留置場に留置するを可とす何となれば之れが看守にも都合なればなり加之前年其筋の間に於て協議之れあり左の如き通牒ありしと云へば今更入簽敷議論を爲すに及ばず或は其通牒を知らざるにより今日議論の再發せしものならん歟非乎

警保局長通牒(明治廿四年二月廿日警司第三號府縣知事宛)

檢事現行犯の被告人を受取たるときは二十四時間以内に訊問したる後にあらざれば拘留狀を發するを得ず然るに檢事己を得ざる事故あり即時訊問するに能はず一時其儘留置せざるべからざる場合に於ては警察署内の留置場に留置せしむる筈に候處今般司法省より協議の次第も有之候に付自然檢事より打合せ相成候儀有之候は實際不便無之様御取計有之度此段爲念及通牒候也

司法省刑事局長通牒(明治廿四年二月廿日司法刑甲第八〇號檢事宛)

檢事現行犯の被告人を受取たるときは二十四時間以内に訊問したる後にあらざれば拘留狀を發する

とを得ず然るに檢事不得止事故ありて即刻訊問するに不能一時留置せざるを得ざる場合に於ては監獄署に送致せず最寄警察署内の留置場に留置せしむるに内務省と協議濟に付右様御取計相成度且つ此場合に於ては可成速に被告人を訊問し不都合無之様御注意有之度爲御心得此段及通牒候也

●減刑令の恩澤に浴すべきもの

福 勇 生

憲法上天皇の大權發動にかゝる本年の減刑勅令は素より法律を打破するの効力を有するものなるは法理の一片を學びしもの能く之れを解す同人社會該勅令を法律以下に活動するもの(如く輕視するもの決して之れあるべからざるなり故に余輩は同人社會に於ては該勅令を以て一般勅令の如く輕視せず是れを適用するに當りては嚴查を遂げ可及的該令の精神に反背するとなきを期せしを疑はざるなり多くの檢事は云ふ予は當時典獄に對し在監人の未決にあるものに付其刑を確定せしめんが爲め非常の注意催告をなせり然れども吾人が所希をして満足せしめざりしは今に於て酷だ遺憾とする所なりと吾人が當時の苦楚今

日に於て司法部内より斯く云爲せらるゝとなしと自ら信ずるに足るも忙殺の余夫れ或は司直の吏をして此般の概あらしめし一二の事件なきを保し難き事なれば時機稍々失せし今日と雖當局者は猶ほ能く彼の減刑の恩澤に浴せしむべき確定判決に留意せられんと至望の至りに堪へざるなり回復の及ばざるものは暫く之を措き減刑施行後余罪發覺し前刑を通算して其執行に着手する場合の如き若しくは該令發布前他に欠席判決の受けしものありて今日之れが告知を受けて確定し前減刑を通算して執行さるべきものゝ如き又は減刑令公布せられし當時刑事訴訟法第二百九十二條により非常上告の進行中にありしものゝ如き若し皮想的の見解を下すときは或は彼れ在監人をして遂に減刑の澤に浴せしめざるに至るゝとなきを保せざるなり即ち檢事が非常上告受理せられ原判決破毀せられたる場合の如きは一應普通上訴の姿ありて確定判決の消滅せしものゝ如く見ゆるもこは決して然るにあらす非常上訴は普通上訴と異なり刑の執行を中止するものにあらざれば刑の起算點に差支ゆるものにあらず殊に本場合は確定判決を受けたるものに限り減刑令も又總べての確定判決に及ぼすべきもの

なれば非常上告の進行中にありしものは其受理せられたるゝと否とを問はず減刑の恩典に浴せしむべきなり其他前欠席判決の場合若しくは余罪執行の場合の如き皮想上の見解により單に減等せられたる刑期のみに着目し其刑を後刑に通算するに至りては減刑の爲め受刑者は却つて不利益を蒙るに至るべし素より這般の問題につきては多少法理上の議論なきにあらざるも既に司法部の某裁判所に指令されたるとにて減等せられたる刑期に着目せず單に前刑判決に表示せる刑期に通算執行すべきと定りたるものなれば予は更めて當局者の注意を促かすと如斯

獄事談叢

小河岳洋君茶話  
中村襄君筆記

小河岳洋君此程名古屋大阪其他二三の監獄を巡閱せられ歸京せしに依り余は其意見を叩きしに君の云へるよう余は知らるゝ如く此の兩三年外國の監獄のみに意を傾けし爲め不都合千萬ながら却て吾

國監獄の觀察方には疎くなりたり尤ども歸朝後警視廳典獄の職に就きしが公私頗る繁忙を極めし折から恰かも官制の改革や典獄會や何や蚊にて現況を實視せんと朝に晩に思ひながら其遑なく旁以て疎遠となりたる眼にて今回巡閱せし事なれば確な觀察を下すを得ざりしが最とも深く感じたるものを概括すれば

吾國司獄官が近頃斯業改良に葦々として憤勵せらるゝは眞に敬服の外なく誠に吾國の爲め欣賀に堪へざる所なり特に今回の巡回中其著しき進歩に驚きたるは大阪監獄の衛生に關する事并に愛知縣に於ける改築工事の實況及其事務の完美なる事即ち之れなり

愛知縣監獄の構造の不完全なるは人々の知る所に於て惡しき方にては吾國有數の方なりしが今や之れが改築工事に着手しつゝあり而して其工事は悉皆囚徒を使役して竣功するの目的なれば同監獄の事務の繁忙なる普通監獄に比せば二倍若くは三倍なるべきに其事務の實況を観るに一方に斯かる大事業を起し居るに拘はらず毫も其狀況なく最とも靜謐に平安に秩然として平素に異ならざるのみな

らず書類の整理遇囚又は紀律等に至る迄少しも紊るゝ事なく誠に善く行届き居り尙ほ倍すゝ改良の實を擧げんと力めつゝありしは敬服に堪へず之れ畢竟典獄以下の諸士か熱心精勵其職務に忠實なるの然らしむるに外ならじと信す

回顧すれば余在歐中客歲の春より夏に涉るの交なりし建築工事研究の爲め獨逸の南方「ボン」市に滞在し同市を去る流車一時間行程の「ソーグアルヒ」と云ふ所の監獄に往復し其改築工事を視しが开は非常の大工事なるに拘はらず矢張り囚徒を使役し落成するの設計なりしたため其業務は中々にして外の看る目も氣の毒の程なりし然るに通常事務の方は毫も其影響を受くる事なく靜々肅々として平素に變る事なきのみならず已に完全なる獄舎が目前に落成するに拘はらず舊体の儘尙は出來得べき限りの改良は着々實行を遂げつゝありたり

當時謂らく若し吾國に於て斯かる場合に遭遇したらんには其影響は監獄全体の上に及ぼし舊の儘にて改良する事などは思ひも寄らざる事にて日常施行せざるべからざる事までも先づ／＼今に構造が立派に都合克く出來るから今無理やりに苦んで行

はずとも其出来上るを待つこそ善けれと自己主義の利屈を附け何事も工事中に名を借り日一日と放擲し置くより其工事が完全に出来上る時分には普通事務は紊亂し紀律や週回は緩慢となり加ふるに移轉や何やらの混雜紛れに層一層の亂雜となり遂に收むべからざるに至り切角完全の獄舎が出来ても内外の錯雜のため二年や三年は冗だに月日を過ごすに至るべしと杞憂せしが今愛知縣監獄の實況を視しに獨逸の「シグナル」に於ける場合と同

一なるに其整然たる實況は寧ろ彼れに優れるとも劣れる事なきは余の深く満足する所なり  
大坂監獄の衛生か比較的改良上非常の好成绩を呈せしは蓋し該監獄を新築するに當り地形を高く盛り濕氣を避け又は方向窓戸等に注意し空氣の流通光線の射入等其構造が衛生法に善く適ひたるに因るべしと云へども之れを要するに該監獄の醫務所長は永く監獄に勤績し斯業に於ける經驗富饒にして頗る熱心なると又其他の吏員諸氏が治獄に銳意なる等の力又與りて多きに居るや信じて疑はざる所なり余同醫務長に就て種々衛生に關する談話を聽き大に參考に資する所多かりしは予の謝する處

へども之れ等の者は世上に在りし時より親屬故舊もなき貧困者にして常に粗食に慣れたるものなるべければ一旦獄内に這入るとも寧ろ生活の優なるを感ずる者ならん然るに囚人に至ては自辨又は贈與等を受くるを得ざるのみならず工業其他の勞動を爲さしめ且紀律をも守らしめ嚴重なる刑罰を執行する者なれば可及的之れに耐へる丈けの營養を與へ身体を健全ならしめざるべからず若し否らざる時は實際刑罰を執行する能はずして刑罰の刑罰たる効用を薄弱ならしむるに至るなり

監獄衛生は單に死亡數や疾病者の少數なるのみを以て衛生の完全なるものと云ふを得ず其完全と稱するものは總ての在監人の身体に營養普及し比較的健全者が多きを云ふなり若し夫れ否らずして全員の營養に欠乏し虛弱者の割合多ければ假令病者少なく且死亡者なしと云へども之れを衛生の不完全なる者と云はざるべからず余が觀察せし處に依れば在監人の全体が未だ以て營養充分なりとは認むるを得ざりしなり元來物價は土地生産の如何に依り其價格に多少差違あるは勿論なれども交通至便の今日に在ては各地とも大差あるべき筈なし左

なり

獨り怪とする所は大坂及愛知の如く諸事頗る整頓蓋し關西地方に冠たる監獄なるに拘はらず獨り在監人の榮代は刑事被告人を八厘に囚人を七厘に減し賄ふ事之れなり尤も該地方は東京の物價に比せば幾分か低廉なるかは知らぬと今日諸物價の騰貴は全國殆んど一般にして至る處在監人榮代の不足なるを訴ふるは異口同音にして何人も亦之れが事實なるを認むる場合なるに拘はらず却て之れを減額するが如きは余の大に疑ふ所なり去りながら實際斯く減ずるも當局者に於て差支なしと云はば余の敢て咎むる處に非らずと云へども被告人を八厘とし囚人を七厘とし此間差違を設けたる如きは抑も又其宜しきを得たるものと云ふべからず併しなから若し敢て差を設けざるを得ざる事なりせば余は寧ろ被告人を七厘とし囚人を八厘とするの理由あるを信するなり何んとなれば被告人は自辨若くは其親屬故舊等より贈與を受くるの途あるのみならず又工役にも服する者にあらざれば其營養に於て甚しく欠乏する事なかるべし尤も中には自辨又は贈與等を受くる能はざるものもあるべしと云

れば價少額なれば隨て其食物は營養少なきものと斷定せざるべからず惟ふに當局者に於ても今日に在ては榮代の金額を減じ又被告人と囚人との差違を設くるの不可なる事及在監人全体が營養に欠乏しつゝある事は業に己に認知せられ現今の方法を以て満足し居る事なきは余の信じて疑はざる處なり庶幾くは此際一層研究を遂げ憤勵一番速かに之れが改良を實行せられん事を望蜀の至りに堪へざるなり

●又氏は今回の巡閲中愛知大坂姫路等の署員の懇請に依り一席の談話をなせしと云ふ其大要を聞

くに  
我監獄改良の急務なる今更云ふ迄もなき事なるが條約改正の實施も己に目前に迫りたる今日なれば之れに對する準備は實に急の急なるものなり而して其要概を擧ぐれば  
第一 獄舎の改築にして之れに尋ぐものは司獄官を訓練し且其位置を進むるにあり然れども之れが實施に就ては巨額の費を増加すと云ふに歸着す所謂善きものに多費を要するは當然免かれざる所に於て其成功は頗る困難なる事なれども抑も監獄改

良事業の目的は結局在監人を減少し併せて工業等の収益を増加し以て之れが負擔を軽減ならしむるに在り左れば之れが爲め一時要する費用は恰も商人が或る事業の爲めに資金を投するに異ならず監獄は一方に之れが改良費を要するも又一方に作業なる生産的の事業を有すれば同時に其幾分を償ふの途あり其成功上頗る便益あるものなれば今日の獄舎は構造不完全ながらも先づ作業を改良し之れが収益を増加する事を勗めざるべからず尤ども將來堅牢なる改築の出来たる上は多くの収益を増加し得らるべきは勿論なれども現況にても尙は幾分の収益を増加するは差して至難の業に非らざるを信するなり

吾國監獄の如き器用なる職工を持ち立派なる物品を製作する監獄は凡そ全世界を通ずるも他に比類非らざるなり又斯かる精巧の物品を製作するに拘はらず工錢其他の収入額の寡少なる監獄は凡そ全世界を通ずるも又他に比類あらざるなり  
先年「ペーテルスブルヒ」の萬國監獄會議に各國より競ふて囚徒の製作せし物品を提出せしが吾國より出品せしものゝ如く技藝の緻密精巧且優美なる

二分の一以上其少なきも三分の一を補償するは通例なり即ち囚徒一人一ヶ年百五十圓を要すとせば其半即七十五圓若くは五十圓を償ふ譯なり而して吾國最近の調査に依れば一人の囚徒に一ヶ年五十八圓乃至六十圓を要するに拘はらず囚徒の働く處の賃金は纔かに十圓に過ぎざれば即六分の一内外を補償するに過ぎざるなり  
庶幾くは當局者に於て此際層一層收入を増加することに意を傾注せられん事を余は當局者が斯業の改良に拮据經營せられつゝあるは眞に敬服の至りに堪へざる所なれども惜むべし此大事業を成効せしむるの一大根源たる監獄の收入が依々として尙は舊の如くなる事之れなり是れ畢竟當局者が他に銳意なるに拘はらず此點に就ては比較的冷淡なりと余は遺憾ながら斷言せざるを得ざるなり  
吾國監獄費の全額を通ずれば實に四百六十萬圓なり又少なりと云ふべからず而して之れに對する収入所謂監獄雜入なるもの工錢を始め不用品賣却工業の益金等總てを併算するも百十萬圓に上らず即出費の四分の一をも補償するを得ず又多しと云ふべからず若し夫れ當局者が此點に熱心周密に充分

は各國囚徒の企て及ざる所なりとて他國人をして轉た欣羨驚歎に堪へざらしめたり又余曩年渡歐する時大阪府其他數府縣の典獄諸士より贈與なりたる種々の物品を持ち行きしが彼國に滞在中各國知名の士の懇請に依り之れを頒ちたるに何れも其精巧なる妙技を賞歎せざる者なかりしなり之れ等に依りて觀るも吾國の囚徒の技藝が全世界の囚徒に卓絶なる事知るを得べし

歐洲の監獄は到る所不器用なる職工を持ち拙劣なる物品を製作しつゝあるに拘はらず巨額の収益を得るは實に吾國人の夢想だも及ばずと云ふも又敢て過富の言に非らざるなり

歐洲各國は人々の知らるゝ如く百般の事業皆器械力に頼らざるなきより其囚徒も世上に在る時は多く器械力のみを頼り總ての物品製作に従事し居りし者なれば指先を以てする事頗る不器用なるに監獄は絶対に器械力を用ひざるの主義なれば其製造する物品の不精不手際なる實に言語同斷にて一も碌なものなければ從て其工錢等の収入も極めて寡少なるべしとは何人も想像する處なるに其收入の多きこと吾國の比にあらざる其尤なる所は總經費の

の力を注がれ假りに一囚に對し一錢を増加するとするも蓋し百十萬圓の收入をして百五十萬圓乃至二百萬圓に達せしめ少なくも出費の三分の一を補償するに至るは敢て難事に非らざるを信するなり之れ監獄改良に伴ひ併行せざるべからざる重大の一要件たれば苟くも當局者に於て此大事業の成効を企圖せらるゝならば須らく先づ此點に向ひ極力畫策を施さざるべからず若し夫れ否らずして獄舎の構造や司獄官の訓練又は其位置を高むるの事など而已を徒らに囂々疾呼するが如くならんか當だに其効なき而已ならず却て宋人苗を助長するの嘲を受くるに至らん而已卑見依れば吾國監獄の收入を増加する余地は綽々として存するなり左れば之れに向て着々歩を進むる事を勗めなば實に其効の著しきを視る而已ならず又一方大事業の成功を遂げ得らるべくして頗る愉快なる又多望なる事なりと信す之れ余が當局者に向て切に希望する所以なり云々  
筆者曰く以上は監獄改良の三要件の第一にして第二は教誨に關する事第三は衛生に關する事なり其二件は尙は節を更へて讀者諸士に紹介する

所あるべし (以下前號談叢の續き)  
 犯罪者の種類 は風土人情の異なるに依り又多少異なるあるは洋の東西に拘はらざる事なるが余在歐中殊に其著しきを認めたるは獨逸南方に於ける犯罪者中強姦及毆打罪の多かりし事之れなり是れには種々の原因もあるべしと雖ども宗教及び飲酒等の習慣も亦た少からざる關係ある事を發見せり抑も此地方は葡萄酒の製産地にて酒精を含有する葡萄酒の如きものを多く醸造するを以て之れを飲用する者も亦多ければ隨て斯かる犯罪者を誘起するは自然免かれざる所にして又深く異しむにあらねども其葡萄酒は却て毆打罪を犯すの原因となりて犯姦には深き關係を有せざりしなり

強姦犯 は宗教が専ら基となり葡萄酒は只其幾分を補助するに過ぎざりしとは何人も容易に思ひ及ばざる事にて實に驚くの外なし何となれば宗教なるものは常に人心を支配し總ての貪慾を制御する上に於て最も有力なるものにして斯かる破倫的情慾を抑制するは之れか力に據らざるべからず殊に彼の基督教の如きは何人も知らるゝ如く一夫一婦の制を守るに最も重きを措くものなればなり然るに

斯く倫理破壊の甚しき犯罪者を續出するに至る如きは實に怪しからん事なり蓋し百般の事物一利一害あるは數の免かれざる處なれども凡を此宗教と此犯罪とに於ける利害程甚しきもの他に比類非らざるなり

獨逸國南方 は大抵否寧ろ「カトリック」即俗に云ふ舊教(伊太利佛蘭西等の國教)にして其北方は「プロテスタント」即ち新教なり而して其新教と稱するものは英米又は日本等にも多くある處の教派にして其新舊と稱するも元來同一なるものなりしが「カトリック」の弊に堪へずして數年紛争の末遂に分派したるものにて當時始めて新舊の(此新舊二派の外他に尙ほ之れを折衷したる如きもの種々あれども其大體は此二派に歸着す)稱あり而して其新教は舊教の儀式の弊を厭忌して分派したるものなれば易めて從來の儀式を排斥し只だ彼の新舊の聖書の言のみを信仰するの外又他に敢て人心を強壓する事なし

カトリック は之れに反し人爲的に種々の儀式を嚴重に設け人をして之れを遵守せしめんとするより何事も名を神に籍り難きを人に求むる事多く人情

の耐ゆべからざる事をも耐へしめんとするより其結果は非常の反動を起さしめ遂に淺ましき犯罪者を出すに至る又是非もなき事と云ふべし

結婚 の如きも此「カトリック」に於ては一度夫妻たる以上は假令何等の事情ありとも決して離婚するを許さず万止むを得ざるに於ては纔かに別居せしむるに過ぎずされば事實は離婚に相違なきも表面は矢張り夫婦の体なれば隨て更に婦を迎ひ若くは他の婦に接するを得ざれば始め結婚せんとする男女は万一にも去る不幸に遭遇せん事を虞るゝより容易に之れが約を爲すものなく中には其時機を失し長く獨身にて終るの男女少なしとせず又一度結婚したる者にして別居を爲し再び夫妻たるの快を得る能はず快々として悲境に陥入り世を敢果なみ終る者又頗る多し之れ實に人情の忍ぶべからざる事を強て抑制せんとするものなれば其醜憤不平疑て強姦等の大害を生ずるに至るなり之れ恰かも滔天の勢を以て流下せんとする河水を他に疏通するの途を開かず敢て之を關止めんとして却て堤防等を決潰せられ多くの害を受くるに異ならず淺ましきも又痛歎の外なし

被姦者年齢 の多く十二才に過ぎざる幼女を姦する

ものは大底老年者にして其壯年の婦を姦する者は血氣盛んの者多し畢竟老年の男子は一旦結婚後妻女と別居したる者にして將來殆ど婦女に接するの望み絶へ且自己の身体幾分か衰ふるより少女の犯し易きと人情自己の年齢に相反する者を好む等に因るもの歟併し這は一の推測にして敢て研究したる結果にあらざれば或は他に原因あるやも知るべからず

婦女の犯姦 は吾國には餘り聞かざる處なるが歐洲には婦女の男子を姦する事差して椿らしき事にあらず是等の犯罪者は矢張り宗教上抑壓の結果に出ずるものありと雖ども多くは保傳等か其幼兒を犯す場合を最とす尤ども又壯年の男子を姦するものなきにしもあらず蓋し我國の婦女に去る醜行なきは位置の上下又學問教育の有無に拘はらず古來婦女の家庭頗る嚴重にして婦徳なるものは百事皆從順を旨とし善きも惡しきも皆父兄等の意志に唯々として従はざるべからざる事となり居りたる余風今日尙ほ存するに因るべし歐洲の婦女は中以上にある者は家庭も學問もあるに依り去る者少きも其

以下に至ては嘗だに教育なきのみならず又家庭もなきに依り其性行御頗馬にして去る醜行を意に介せざるが如し尤も歐洲の婦女は全体我國の婦女に比せば情慾の發達一層深きは何人も認むる所なるが余が見る所に依れば敢て情慾のみの深きに非らず道が男女同權や自由結婚などの元祖地丈けありて婦女の性質荒らしく吾國の婦女の如く内氣ならず一体に厚かましき方なるに家庭なく教育なきより自然廉恥に乏しく隨て情慾を抑制する能はざるが如し我國にても近頃は東髮者流の婦女が自由結婚や男女同權論などを得意顔にて喋々唱へる者あるを女學校近傍や其通路にて往々聞く處なれば此等の論客か若し一步を誤る時は忽ち彼等の如く醜を演進するに至り監獄の統計上に苦く、敢婦女の犯罪者を呈示するに至る哉も知るべからずと余は把憂に堪へざるなり

歐洲に於ける教誨師の位置は典獄と同等にして等しく司獄官なるも教誨師は文部大臣(文部大臣は教育、宗教、警務等を掌る)の管轄に屬するものなり故に監獄の組織は典獄の職務は戒護紀律及吏員の進退其他監獄行政を掌り教誨師は心性感化及教

上未だ斷行を見るに至らずと云へとも輿論の趨勢己に本官を是認するに依り早晚教誨師の如く本官となるべしと信するなり

獨佛其他に於ける教誨の方法は日曜日には矢張り吾國の總教誨と稱するものゝ如く一同を教誨堂に集むるも其旨趣は教誨するに非らずして専ら祈禱せしむるにあり而して其教誨は毎日其居房に就て個人的に教理を説き又囚人の親屬故舊等の關係より己往を談じ將來を計り或は作業上に於ける注意を加へ且之れを督勵し并に本人一身上に於ける種々百般の相談相手となり總ての事を世話する等親切周到盡さるなければ別に改めて儀式的に喃喃々教誨などを爲さるるも其冥々の中に非常に強き感化力を與へつゝある事恰かも師父兄弟團樂の間別に六ヶ敷利屈を並べずとも親切慈愛の微妙なる作用相互の間に交通し威にして猛ならず慈にして緩ならざるが如き感化力に不識不知薰陶せられ善良なる者となるが如し眞實なるものの貴ぶべきは獨り教誨のみにならず古歌にも云へる如く「書にかきし餅は喰はれぬ世の中にまことでなけりや間には合ふまじ」と況してや頑硬の兇漢を感化するに

育に關する事を担任し監獄醫は疾病治療及監獄衛生とし此三者相待て監獄全体の機關を運轉するものにして各自獨立にして毫も輕重なき事恰も鼎の如くなれば自己が職權外に涉る部分は其主管者の意に従ふべしと云へども各自の職責に就ては敢て一步も譲る事なし例へば特赦假出獄其他恩典に就て若し典獄の意見か教誨師の見る處と一致せざる時は典獄と云へども教誨師の意思を自己に従はしむるを得ず各自に主務大臣へ上申し以て之れが決裁を受くる事となり居るなり

又監獄醫も當然文部大臣の所屬なるも若し之れを純然たる監獄醫として任命する時は其俸給は少なくも典獄の俸給額の二倍位を支給せざるべからざるより經費上止むなく囑托又は雇と爲し置き日常普通の公務を終へる時は退廳して自己の業務に従事するを許しあれども伯林などの監獄醫は大底監獄の醫務に熱心なるものゝみなれば種々の調査に従事し居り規定の時間内などに退廳するもの絶無なり

近年監獄醫を本官にせんと議論頗る盛んなれども實際の成績毫も本官と異なるなきより經費の都合

於ひては如何に巧言雄辯を振ひ千言萬句を述ぶるども若し其言にして眞なからんか毫も益なく却て彼等の爲めに寄席の講談師視せらるゝか否らざれば只徒らに倦怠と欠伸とを誘起せしむるに過ぎざるなり若し夫れ其言にして誠心誠意より絞り出す處の熱き心を以て同情を表する眞實の言ならんか假令一語半句と云へども遂に彼れ兇漢の心をして動かすを得へきなり

歐洲に於ける教誨師の勢力の強大なるには余の實に豫想外に出でし所なるが又其感化上に於ける實力の強大なりしは又豫想外にして轉た美望の感に堪へざりしなり

獨逸監獄法に於ける囚人工錢の給與法は極めて單簡なり例へば甲乙丙の三種の體格異なる囚人ありとするに其賦科する業は靴工にもせよ假治工にもせよ又は藥工の如く輕易の者なりとも之れが給與額を區別する事なく皆一律に五「ペンニー」即ち吾國の二錢五厘(「ペンニー」は吾國の五厘)づゝを給する事と定め而して其科程は身體の強弱に應じ差等を設くと云へども必らず爲し得らるゝよう極めて輕易に定むるを以て如何なる不器用なるものに

ても就役後二三週間若くは長くて三ヶ月に至れば皆科程外を働き得るよう設けあり而して其科程外を働く者には以上給與額の尙ほ十五「ペンニー」を給與するの規定なれば科定外を受くる者多く其取得は實際二十「ペンニー」即十錢づゝは少くも受くる譯なり尤も再犯者に至ては總て以上の半額を減するの規定なり而して其貯蓄工錢十「マルク」即五圓(一マルクは吾國の五十錢程)以上に達する者には一回五「ペンニー」一ヶ月一「マルク」五十「ペンニー」(吾國の七十五錢)に超へざる金額丈は食物を購ふを許す其食物の種類は矢張り吾國の如く當局者に於て適宜之れを撰定するなり尤も司法省(禁錮囚を拘禁す)の管轄に屬するものは特に麥酒烟草を許すも内務省(懲役囚を拘禁す)に屬するものには之れを許さず

給與工錢及科程の方法斯くの如く簡易なれば吾國人をして考ふる時は其獎勵の途なく従つて怠慢に流がるゝの弊あるべしと思ふべしと云へども其督勵の方法宜しきと及び各自科程外の給與を受けんとするの希望より自ら勵み自ら勉め毫も吏員等を煩はす事なし故に作業に従事する官吏の手續を省

畧する等の利益頗る大なり是等は吾國に於ても督勵の方法確定する上は探て以て實行を試みたと思ふなり若し此方法にして彼國の如く正確に行はるゝに於ては監獄の作業に従事する吏員の數は其三分の一若くは其半數は容易に減するを得べしと思ふに依り之れが利害得失を當局者に於て研究せられん事を希望す

吾國にては世人が監獄に在る者等に對し屢々差入又は面會を爲す事を毫も恥辱と思はざるのみならず或る種類の者は却て之れを羨俠的と思ひ誇り顔する者あるさへ驚くべきに甚しきに至ては在監者の出入する時大勢打揃ひ送迎するなぞあるより其門前に茶屋杯を設け恰かも神佛の開帳か祭禮の如き騒ぎを爲す等實に言語同斷沙汰の限りと云ふの外なし

歐洲人には去る事は夢想も及ばざるべく彼國にては一度監獄に拘禁せられたる人々に關係を有するが如きは大体社會が咎むるが如き感を懷き居るより萬止を得ざるものゝ外監獄に出入し面會や差入を爲すものなし是れとても極々秘密にして去る事を人々に知らるゝを大に恥とするものゝ如し故に

監獄に於ても別に差入品などを扱ふの方法を定むるの必要なし但被告人に對しては書類衣類位は差入るゝ事あるも書籍の如きは監獄の書籍室にあるものを貸與し又刑事被告人の食物を自辨するものゝ爲めには官より拂下げる事となり居り何れの監獄にても夫れ々々準備しあり其炊所には一週間つゝの献立表を設け置き各自の乞に依り購はしむる事なれば衛生其他取締上極めて至便なりとす

獨逸國內務省管轄に屬する在監人一ヶ年一人に對する最近の調査に係る費用は左に掲ぐる如くにして之れを吾國の在監人一ヶ年一人の費用金五十八圓を要するものと比せば一見多額を要するの感あるも彼國の収入は前項述べしが如く此價格の三分の二少くも其半を償ふと云へども吾國にては五十八圓中には刑任以上の俸給は含有せず又囚徒の働さ高は僅々十圓に過ぎず且彼國生活の程度及び食糧其他の給與品等の優なる點より觀察する時は旁以て吾國の方却て多費を要するものと云はざるべからず左に肝要を記さん

金三百六十九マルク 一ヶ年一人に要する總高  
獨逸一マルク 吾國の五十錢程に該當するを以

て之れを換算すれば即百八十四圓五十錢なり又一ペンニーは吾國の五厘に相當す以下做之

内譯

- 百七十五マルク 吏員俸給
- 典獄以下總てを包含す本費は吏員の少數なるに拘はらず斯く多額を要するは必竟壹人にて多くの俸給を受くるに因る
- 二マルク 應費
- 本費は吾國の應費の如く器具及び消耗品(囚徒に屬するものは除く)等を含有す
- 百九マルク 健囚食費
- 百七十一マルク 病囚食費
- 一マルク半 療養費
- 十三マルク 被服費
- 十二マルク 淨潔費
- 本費は吾國に見ざる費目なるが掃除其他總ての衛生に要するものなれども(吾國にては大底雜費目より支辨す)少しく異なるは飲用水料も此目より支辨する事となり居るなり
- 二マルク半 臥具費
- 三マルク 備品費

ニマルク八十ペンニ一薪炭費  
 十三マルク 點燈費  
 監房内は執役中點燈するのみ  
 三十五ペンニ一 教誨費  
 祈禱に要する諸費即香花等に要するもの  
 九十二ペンニ一 教育費

吾國にては教育は十六才未満囚のみなれども  
 獨逸にては年齡四十才迄は皆相當に教育す

三マルク 押送費  
 一マルク 雜費  
 七マルク 修繕費

右費目に依れば給仕小使等の目なきも右等の者を  
 監獄に使役する事なく屋内に於ける事は各吏員に  
 於て躬ら辨じ其外部に係る事柄は看守中當番を定  
 め置き之れをして辨せしむるなり以上費額の比較  
 的吾國より低廉なるは改築其他の完全なる結果冗  
 費を要せざるに外ならじ

雜報

●監獄新築改築に關する稟申に

就て  
 從來の取扱振に依れば監獄を新築改築し及監房を改  
 築新營せんとするときは其費用を府縣會に付議する  
 前に當て詳細なる設計書圖面等を相添へ其筋へ内申  
 の上差支なしとの通牒を得て而て他日府縣會の決議  
 を經たるときは更に前同様附屬書面を具し内務大臣  
 の認可を請はるゝの例なりしも右にて同一事件に  
 付重複に涉るの嫌なきのみならず府縣に在ては非常  
 の手數を要し繁文省略の今日捫然るべからざるもの  
 由にて今般主管内務省監獄局長より左の意味の通牒  
 を發せらるゝ筈とかに聞く  
 前略監獄の新築改築并に監房を新築改築せんとす  
 るときは其費用を府縣會に付議する前に當て詳細  
 なる設計書切圖面構造説明書等を具し内申し府縣  
 會に於て決議の上は更に前同様書面を以て認可を  
 請はるゝの例に有之候處最前の設計を變更せずし  
 て決議したるときは更に稟申認可を請ふに及ばず  
 其旨報告するに止め變更したる場合に限り稟請相  
 成可然事に決定云々

●監獄建築の内申に就て

監獄建築の事たるや國家百年の大計にして慎重なる  
 注意と緻密なる調査を遂げ萬遺算なきを期すべきは  
 素より將に論を待たざる所にして政府當局者又深く  
 茲に意を用ゆるあるは予輩の確信する所なり是れ即  
 ち其構造設計書を提出内申を要する所以の理由に外  
 ならざるなり然るに此頃聞く所に依れば此重大なる  
 監獄建築上の申請に對して或は府縣會(縣參事官共)  
 に付議の都合もあり至急御認可相成度又或は電報御  
 指揮を請ふ等の文字を用ゐる其筋へ書面提出せらるゝ  
 向之れあるやの由なるも予輩を以て之を見れば斯る  
 重要な事項に付或は輕々に失することなきや其筋  
 に在つても詳密なる調査を遂げらるゝには少くとも  
 數日の時日を要するは勿論或は其缺點又は不明のケ  
 所に付ては照會、回答を必要とする場合も之れあら  
 んに電報認可を請ふが如き當局者は將來少しく注意  
 を加へられたきことなりと其筋の有司は語れり敢て  
 當局者に紹介す

●看守巡查給與品貸與品規則の比較

本年九月三十日勅令第三百三十九號を以て巡查給與  
 品貸與品給則を發布せられたり余輩本勅令を熟讀す

るに看守に對する同規則に比し甲乙其軌を同ふせざ  
 るのみならず二三の點に於て甚だしく權衡を失する  
 ものあるが如し余輩は看守給與品貸與品規則の解釋  
 に就き本誌前號の紙上に於て物したれば茲に重複の  
 嫌なきにあらずと雖も此際其解釋を一定し置くは些  
 少の利益なきにあらずれば試みに左に看守巡查の同  
 則比較表を掲げ更に其解釋を決定せんと欲す

看守給與品	巡查給與品
一 冬服一組 二年	一 冬服一組 二十四ヶ月
一 夏服二組 一年	一 夏服二組 四ヶ月
一 甲種外套一個 二年	一 甲種外套一個 二十四ヶ月
一 乙種外套一個 二年	一 乙種外套一個 二十四ヶ月
一 帽一個 一年	一 套一着 二十四ヶ月
一 日覆一個 一年	一 日覆一個 十二ヶ月
一 長靴一組 一年	一 長靴一足 十二ヶ月
一 短靴二組 一年	一 短靴二足 十二ヶ月
一 下襟一個 四ヶ月	一 下襟四個 四ヶ月
一 手套一組 四ヶ月	一 手套二個 六ヶ月
一 靴下一組 一ヶ月	一 靴下二足 一ヶ月
一 襦袢袴下一組六ヶ月	一 冬肌着二組 八ヶ月
右の内代料渡を爲し得べきもの	一 夏肌着二組 四ヶ月

- 一下襪
- 一手套
- 一靴下

- 一下襪
- 一手套
- 一冬肌着
- 一夏肌着
- 一靴下
- 一長靴
- 一短靴

看守貸與品

- 一刀
- 一常緒
- 一刀帶
- 一帽章
- 一外套縮革
- 一手帖
- 一捕繩
- 一呼子笛
- 一提燈

巡查貸與品

- 一劍
- 一劍緒
- 一劍帶
- 一帽章
- 一外套縮革
- 一手帖
- 一捕繩
- 一呼子笛
- 一肩章
- 一外套及被服の釦

右の如く彼は比較し來れば其大体に於て看守に關する規定より巡查の方遺憾なく事實に適合せるが如し

を設置する能はざるの事情ある地方は他地方の監獄製品を購求給與することにせば相互の便宜多かるべしと信ず然れども北海道に在ては穿靴する能はざるの事情ありとの事なれば特に如此事情ある地方に限り代料渡の取除法を設けられたること信ず  
看守貸與品に肩章の規定なきは冬服の付屬品として給與品と見做されしか予輩は之を解する能はず亦外套及被服の釦も之を其被服、外套に付屬せるものとして給與品とするの意なりとせば取て差支なきが如しと雖も釦は被服と同様毀損磨滅すること少きを以て貸與品とする方或は經濟上の得策ならんか而して提燈を貸與品とせしは寧ろ之を官署の備品とし彼是共用の便なるに若かざるものあらんか  
以上は予輩が看守巡查の給與品貸與品規則を比照し其差異を列擧したるに過ぎずして看守に對する同則は早晚之を改正するの必要を生ずべしと雖も未だ施行期限に達せざる今日之を改正するが如きは當局者

改正旅費額

等 級	汽車賃 <small>一哩 每二</small>	船賃 <small>一海里 每二</small>	車馬賃 <small>一里 每二</small>	宿泊料 <small>一夜 每二</small>	日 當 <small>一日 每二</small>	食卓料 <small>一日 每二</small>
一等 親任官	六 錢	七 錢	三十五 錢	三 圓	二圓五十 錢	一圓七十 錢

而して給與品に於て看守と巡查との間に其員數并保存期限(巡查には使用期限と云ふ)權衡を得ざるものあり夏服及日覆は看守の方二組又は一個各一年とあるは一年内の使用期即ち各四ヶ月を以つて假に一年とせられたるものとして解釋せば聊か差支なきが如しと雖も下襪、手套、靴下、襦袢袴下に於て甲乙大差ありて本則の正面上殆んど適當の解釋を下す能はずと雖も是れ本則の明文に於て主務大臣の認可を経て其保存期限を變更することを得べき取除けを設けられたれば可成巡查と權衡せしむる様其筋の認可を請はれ同一に出でしめんこと當局者の注意の存する所なるべしと信ず而して保存期限を變更したる結果員數に於て増給を要するに至るは素より止むを得ざる所なりとす  
又代料渡を爲し得べきものに於て看守と巡查と差異あるは長短靴肌着類は全國多數の監獄に於て囚人作業として設置せるもの多く隨て監獄に於て作業上製出するものとせば之を代料渡しになすより現品給與すること紀律上事体の宜しきを得たるものなるを以ての故にして可成靴、肌着類は囚人作業として設置するの方針を取ること寧ろ正當ならんか若し該作業

の快しとせざる所なるを以て同規則の改正は寧ろ之を施行後に讓るの意見なるやに漏れ聞けり

内國旅費規則の改正

明治三十年八月廿七日勅令第三百三十三號を以て内國旅費規則を改正せらる而して此改正を促せし原因なりと云ふを聞くに近時物價の騰貴著しきより從來の旅費額にては支辨し難く就中判任官に在つては日常其他車馬賃等に於て事實仕賄ふことの困難なるより本則の改正を見るに至りしものにして改正規則は其大体に於て遺憾なきものゝ如し而して汽車汽船賃は舊則に於て實費を仕拂ひ尙猶豫ありしは之を減じ車馬賃は其不足なりしを以て之を増加し日當を宿泊料と日當とに區分し甲は宿泊數に應じ乙は日數に依り支給することとなりしは要するに旅行雜費の實況を斟酌したるものにして肯綮を得たりと云ふべし而して本年十月一日より施行せらるることとなり今試みに左に改正表を掲げ讀者の參考に供せんとす

二等	勅任官	五	錢	六	錢	三十	錢	二	圓	一圓五十	錢
三等	委任官	四	錢	五	錢	二十	錢	一圓五十	錢	一	圓二十
四等	判任官	三	錢	四	錢	十五	錢	一	圓	五十	錢
										九十	錢

備考 食卓料は官船乗込官より賄を爲さるるときに之を給し水路旅行には日當を給せられずり即ち改正表は左の如し  
**●警察官吏其他内國旅費概則の改正**

前項内國旅費規則改正の結果として本年十月七日内務省令第二十七號を以て警察官吏其他内國旅費概則を改正せられたり而して本則は舊則に比し其額を改め遺漏を補ひたるものにして改正の重なる點は舊則の巡查看守の召募旅費に關する規定を除き内國旅費規則第十七條に依り新任官相當の旅費を給することとし試補、判任官見習、其他官吏の待遇を受くる者の旅費は別に規定あるものゝ外總て其官相當の額を給すとせしは一段の規程を進めたるものと云ふの外別に新規なる改正なきが如し但月額を定め又地方の情況に依り其旅費額を減少し若くは一部を給せざることを得ることとせしは地方税に關する旅費は即ち本則に依らしむるの意あらざるべきを信するに足れ

甲號表(巡查、看守、雇員、一般人民に對する旅費額)

汽車賃 <sub>二付</sub>	船賃 <sub>一海里</sub>	車馬賃 <sub>二付</sub>	宿泊料 <sub>二付</sub>
金二錢	金三錢	金十錢	金七十錢
日當 <sub>二付</sub>	食卓料 <sub>二付</sub>		
金三十錢	金五十錢		

乙號表(押丁、給仕、小使、職工等同上)

汽車賃 <sub>二付</sub>	船賃 <sub>二海里</sub>	陸路雜費 <sub>二付</sub>	日當 <sub>二付</sub>
金一錢五厘	金二錢	金六錢	金三十錢
食卓料 <sub>二付</sub>			
金三十錢			

備考宿泊料は夜數に應じ日當は日數に依る而して食卓料は前項備考に同じ

**●監獄警教誨師旅費規則の消滅**

明治廿四年八月十四日内務省令第十六號を以て監獄警、教誨師の旅費額を特定しありしも今般警察官吏其他内國旅費概則の改正ありたるより當然消滅に歸したるものなりと云ふ何となれば監獄警(廳府縣)は地方官々制に於て判任官待遇たりと規定しあり判任待遇者の旅費は既に本官相當の額を給すと決定せし以上は聊か差支なしと雖も教誨師は待遇上の規定を廢せられあるより自今教誨師は果して如何なる旅費を給するやと云ふに他に何等の規定を設けられざる以上は雇員と見做し甲號旅費を給するの外道なきが如し然れども監獄警は獨り判任官相當の費額を給すると相權衡を失するの虞れなきにあらずと雖も身分の待遇なきは亦た止むを得ざる結果ならんか予輩は教誨師の旅費は判任同様の額を給することに別に御制定あらんことを希望せり

**●私設鐵道に依る旅費半減支給法も自然消滅**

明治二十一年二月内務省訓令第二號を以て私設鐵道

條例第二十一條及第二十二條に依り警察官又は囚徒護送官吏にして半價を以て乗車したる場合に於ては汽車賃半額を支給すべしとの規定も警察官吏其他内國旅費概則の改正に依り消滅したるものにして本件に關しては別に規定せられず一般定額の旅費を給するの其筋の意見なりと云ふ

**●懲戒懲罰免除の勅令に就て**

本年勅令第十四號(懲戒懲罰免除)の解釋に付左の通決定相成候趣内務省々一般に通牒せられたる由なり  
 本年勅令第十四號の解釋に關し左の通り閣議決定せり  
 一、勅令第十四號は既往に溯て効力を有す故に懲戒懲罰を免せられたる者は各其當時の規程に依り恩給退官賜金等を受くるを得べし從て將來に向てのみ懲戒を免せられたる大津及下の關事變關係の免官者の如き亦右勅令の結果に依り既往に溯り恩給又は退官賜金を受くる資格を回復すること  
 二、本年一月十二日以前の懲戒懲罰免官職者は其後再任したると否とに拘はらず恩給退官賜金等を受くるを得べし其再任後退官職したる者に在つ

ては其前官職在職年數を恩給を受くべき年數に通算し又は退官賜金を受くべき年數として計算し其再任せざる者に在ては免官職前の在職年數を恩給又は退官賜金を受くべき年數として計算すべし但其恩給に付ては官吏恩給法第十三條第二項の例に依り第二條に準し支給すべし又軍人恩給も亦同様に解釋支給すること

三、恩給權發生の時機は勅令第十四號公布の日とし恩給支給の期は右勅令公布の翌月より始まるものとす従て恩給請求期間は同日より起算すること又會計法の期滿免除も亦同日より起算すること

四、退官賜金(一時賜金満年賜金亦同じ)も前項と同じの理由に依り此際支給すること

五、懲戒懲罰の免官職の爲め在職年數成規の年數に滿たざるを以て退官賜金又は一時賜金を受けたる者其免官職前の在職年數を通算して成規の年限に達するときは勅令の結果に依り更に恩給を受くるの權あること

右の場合に於て一旦受けたる退官賜金等は之を返納せしむるを要せざること

六、懲戒懲罰免官職せられたる者其在職年數を除算して現に恩給を受くる者は今回之を通算し恩給を増給すること

七、巡查看守の給助金は即ち恩給に外ならざれば恩給同様のを支給すること

八、懲戒懲罰免除前に死亡したる者の遺族は扶助料又は扶助金を受くるを得ず尤も免除に依り恩給を受けたる者の遺族は此の限にあらす

九、懲戒懲罰免官職に係る在職年數を叙位叙勳の年數に算入すること

其他位階勳章記章に關しては懲戒懲罰處分を受けざる者として論議せらるべきこと

十、勅令第十四號は懲戒懲罰に依れる免官職并に停職の場合に限る故に罰俸譴責其他の懲戒處分を含まざること

十一、罰俸譴責等の爲め勤務年數を除算するの規程叙位叙勳内則中に在り右は免官職者停職者との權衡を得せしむる爲め別に閣議決定の上勅裁を経て内規の除外例處分に出ること但右請議は各主管大臣より提出すること

十二、勅令第十四號は刑罰に依れる免官、舊刑律の

罰俸譴責等に關係を及ぼす

十三、或は調査の途なき爲め折角の恩典に漏るゝ者なきを保せず又此勅令の爲め懲戒懲罰處分を受けたる者の方却て幸福を得るが如きの場合なきを保せず

(例令は休職者と懲戒懲罰者との關係の如し)右は何れも不得止の事に屬すれども彼是の間可成遺漏又は不權衡の措置なき様留意すること

以上明治三十年七月廿四日付

典獄の榮轉補任

兼て缺員にてありし警視廳(第四部長)山梨縣和歌山縣典獄の任命は遂に左の通り發表せられ同時に榮轉補任を見るに至れり敢て諸士の爲め祝す

- 任警視廳典獄(第四部長) 兵庫縣典獄 矢部太一郎
- 叙高等官六等二級俸給與(年俸千二百圓) 叙高等官六等 岡山縣典獄 西村 茂範
- 任兵庫縣典獄 岡山縣典獄 西村 茂範
- 叙高等官六等 岡山縣北勝南郡長陸軍歩兵少尉 西村 實
- 任岡山縣典獄 叙高等官六等 以上九月三十日付

- 任山梨縣典獄 廣島縣監獄書記 森田 重行
- 叙高等官八等 十月十四日付
- 任和歌山縣典獄 和歌山縣警部 豊野 胤珍
- 叙高等官八等 十月十三日付
- 又更に本月廿三日左の交迭を見る
- 任新潟縣典獄 長崎縣典獄 山室 元吉
- 叙高等官六等 新潟縣典獄 千石 學
- 任長崎縣典獄 叙高等官六等 以上十月廿二日付

出獄入保護

三池保護會記事(第八號の續き)

○本會に屬する經費豫算  
本會一ヶ年の經費豫算は左の如し

一金五百十二圓五十七錢五厘	内 譯
金四百二十四圓	現攝取俸俸給
但百五十六圓	月俸十三圓一人
百四十四圓	同 十二圓一人
百二十圓	同 十圓一人
金二十七圓三十七錢五厘	現攝取掃宿直料
金三圓六十錢	同上三人文具料

右の豫算額を以て本會を維持する目的なり而して以上の費額は年々三井家より供給せらるゝ等なり

○創立當時の状況

本會創立當時の状況を叙述するに當り遠く溯りて之を胚胎せし以來の経歴を擧げんに抑も當地方有志者間に於て保護會設立の必要を唱道したるは實に數年以前にあり然れども當時一般に出獄人を蛇蝎視し之を齒するを耻づるが如き觀ありしを以て容易に其目的を達するも能はざりしかば當路者は深く之を遺憾とし百方地方人士の融和を講し且つ集治監より特赦せられたるもの若くは満期出獄せしもの、中より擡拔して地方に散居せしめ個人的保護を加へ漸次釋業に齒せしむるの方針を採り客年末に於ては被保護者九名に及び各自其業務に精勵せしめつゝありしが本年一月に至り戒刑令發布の評説あるや茲に保護會設立の調再燃し至幸にも機宜に適合せし時運の然らしむる處なるか忽ち慈善義侠なる諸士の賛同する處となり喧嘩の間に成立を見たり然れども回顧すれば本會の今日あるは則ち今日に成立したるにあらざる其要素は遠く數年以前にありて爾來當路者が不屈不撓の精神を以て終始一貫前記の如く企圖せられたる結果なり而して成立の當時聞く處によれば三池集治監より三百名以上熊本監獄暨三池出獄所より五十名餘の

供給せられ依て以て本會の運動をして安全鞏固ならしめたり今や本會は稍其緒に就き獨立保護機關の一に數へらるゝに至りたるを以て誠實着實此業を永遠に保護し益々發達進歩を期し眞に救済保護の目的を遂行せんとす

當初本會に於て最も困難を感じたるは被保護者が多額の領置金を有し出監したるを聞くや、監中未だ親しく書信の贈答をなまじりし親戚故舊より俄に同情を表し頻りに歸郷を促し來り彼等も亦た其真意の那邊にあるかを究めつゝ一時の厚意に眩惑し歸郷を企つるもの輩出したり此時に當り若し彼等の請ふに任せ貯金を握へ歸しめんか幸に所持金の持繰せる間は許せられるべしと雖ども浮薄なる今日の人情場裡に無事水滸すべしと思はれず殊に惡友の纏繞する所さならば多年獄中に在て感化せられたる真心は一朝にして壞崩し業中乏を告ぐれば忽ち不正の冤心に驅馳せられ結局再び繁獄の身とならざるを得ず故に彼等には將來の利害一般の時態を懸念し止むを得ざるもの、外歸郷の志念を醸さしむる方針を採りたり

又本會創立の計劃あるや所在地村民は之を傳へ聞き以爲らく弊因たりしものを村内に住せしめなば村民は掠奪危苦を被るべしとの空想を描像し隠然排斥の運動を試みんとするの景況ありしなり會長幹事は親しく村民の會場に臨み今回至仁至慈なる恩典の發布に付て出監したるもの、再犯を防護するは刻下最も急務にして且つ聖意を奉戴し自他當然盡すべき義務なるを説示せしむる村民の迷夢自ら水解除し遂に故障を掃きさるのみならず却て同情を表するに至りたり

○保護會場の状況

出獄者あるべき趣なりしを以て四百名内外の多衆を收容せざるべからず斯る多數の出獄者を未だ経験に富まざる本會に於て圓満に適切に救護を加へんとするは頗る至難の事業にして甚だ憂慮すべきものありしが去りて之が充分の設備なくんば僅運遲りなき聖恩に浴しながら或は歸るに家なく或は那黨故舊に疎隔せられ其しきに至ては父母兄弟にまで反目され遂に路頭に彷徨して無爲無業の悲境に沈淪し再び一身を刑辟の苦界に陥るゝものなきを保せず彼を思ひ此を案すれば如何に多衆の放免者ありとするも苟も血あり性あるもの傍觀視するの秋にあらず況んや保護の目的を以て成立したる保護會に於てなや故に本會は銳意熱心百般の準備に執掌し日を夜に次ぎ拮据經營したりしかば其功空しからず僅々二週日を費し被保護者三百七十七名の總てを一月三十一日に引受け欠くべからざる衣食住の供給は勿論適當なる正業に就かしめ得たるは本會の光榮亦何ものか之に如かん嘗に本會の光榮たるのみならず出監者多數のもの、内身元引受人なきが爲め別房留置に處せらるべき幾多の儕輩が古今萬國未だ曾て類例なき無上の恩典に浴するも同時に悉く出獄し得たる彼等の心情を觀察試みれば其感傷果して如何ぞや畢竟本會が斯く無上の光榮を荷ひ且つ多衆の出獄者をして満足せしめたる所以のもの固より博愛なる仁士の同情を得たるにありと雖ども殊に感謝の意を表すべきは三井家の奮て公益の本會を贊助せられし一段なりとす元來本會が出獄者に保護を加ふる唯一主腦の目的は職業の紹介にあるを以て初めより他に義捐金等を仰がざりしも勢ひ創業費及び維持上に付き多少の經費を要し之れが財源なるべからず然るを創設に掲げたるが如く三井家は自ら進んで是等全部の出費並に感遺物に至るまで悉く

出獄者を多衆集合せしむるは保護の目的を達する能はずとの世論ありと雖ども當地方の如き狹隘なる僻隅の一町村にありては多數の出獄者を直に散居せしめ適當の雇主を求めんとするも到底盡かに需用者なく且つ多衆の出獄者を散居せしむるときは其取締困難にして動もすれば徒食安逸貪食り盡れば忽ち不善の念慮を惹起し邪徑に奔逸するの恐れあり故に地方の状況を斟酌し假令集合的組織とするも取締上便利にして常に間斷なく從事せしむべき相當の職業を預み置くの針路を採らざる可らず之れ世論に背馳するにも拘らず本會を集合的組織となせし所以なり然りと雖ども居常成べく多衆團體せしめざる爲め數戶の家屋を數十室に分割し各墙壁を設け家族を有するものは一戸を貸與し其他單身者は三名乃至五名を同居せしめ炊爨起居臥齊家の習慣を養成し以て彼等が習熟せる採炭業又は技能を有するものは其技能に準じて種々なる職業に従事せしめつゝあり

入會後現今家族を携帶するもの二十餘名あり何れも其本籍より迎へたるものにあらずれば本會に於て適當のもの認め正當の手續を履行して娶りたる者ならざるはなし(本籍より迎へたるものは愛媛大分長崎福岡等なり)

又彼等が保護場を出入し村民等と交通する事に至ては毫も束縛を加へず各自の自由を任せり偶々不良の輩と往復會飲する間へあるものは特に注意を與ふ事とせり

本會は向後一家を維持するに足るべき貯蓄を爲し能ふに至らば無論帯せしめ町村に雜居せしむるの方針なり去りながら此の町村雜居制は大に注意を要すべきものあり見よ吾人類の境遇の實際者の如何によりて或は善に化すべく或は惡に陥るべく殊に生存競

争の今日に在て漫然彼等が好む處に一任し去り若しも遊逸不長の徒に驅らるゝの不幸に際せば忽ち將來に望を失し同氣相求め再び奮闘を踐むの止むべからざるに至らん果して然らば多くの歲月を積み辛酸を嘗め許り得たる金儲は一朝にして烟散霧消し盡すに至るべし之れ最も考慮を要すへき處なり況んや當地は礦業の盛大なる丈け常に惡漢無頼の徒往來聚散極りなきに於てわや是以て本會は他日漸々雜居せしむるの曉に到達せば最も深く此點に傾意し純然たる良民間に散居せしめ且つ相當の監督方法を設定する見込なり

之を要するに本會は可成役等かして自立獨行の精神を養成せんと欲するを以て各個日常普通の事柄には勉めて干渉を避け被保護者全体に關する共同事業の如きも各其協議に任し事稍や重大なるものに至ては本會の承認を受けしむることとなせり故に被保護者中互換を以て二名の總代を設け是等諸般の轉旋を委託せり

○衛生

被保護者中負傷又は其他の病氣を發したる場合は病症の輕重を問はず三井炭礦醫員に於て治療投藥する事となれり故に寒村僻地に在て急變に應ずる能はざるが如き痛痒の嘆あるなく最も便宜を得たり而して其藥價等は患者より徴收せず總て三井家の救恤に係るのみならず礦業上の爲め負傷したるものに對しては休業中賃錢三分の一に等しき恩與を受く

又平表保護場各戸の衛生を周到ならしめんが爲め被保護者共同の上掃除夫二名を常設し以て怠りなく清潔法を施行せり彼等自から逃れて衛生上の注意を惹くに至りしは之を嘉賞すへしと雖も常に二名を設置するの必要なきを以て之を一名に減するが如くは寧

ろ之を不廢し各自をして個人の負擔ならしめんとの見込なり又追々英譽の季候にも近づき來りたるを以て本會は郡役所村役場吏員警察官等と協議の上一層衛生の必要を周知せしめんが爲め不日衛生灯燈會を催すことに決定せり

○講話

被保護者に對しては職業の余暇時々一場に會同せしめ三池集治監教誨師に依託し修身齊家の講話を聽聞せしむ其所以は多數の被保護者中動もすれば轍ち自己身上の境遇を忘却し或は職業に怠り又は不善の觀念を起し終に誤て罪罍に陥るものなきを保せず殊に本會の創立日未だ淺く一舉手一投足社會の視線を惹くも少なからず爲に偶々些末の出来事ありとするも忽ち傳播せられ無實の冤枉を蒙ると蓋し亦之なきを得ず是を以て勉めて一方には職業を獎勵し貯蓄心を養成すると同時に一方に於ては彼等の業行を修めしめ漸々其民に復歸せしむるの方便とせり

又被保護者中附加刑の監視あるものは就中謹慎を表せざれば不知不識の間規則違犯者を生ずるより警察官又は三池集治監吏員より時々訓戒を加へらるゝととなれり

○被保護者異動表

月別	越員	入會者	轉居者	逃走者、監視反則者其他の犯罪者	死亡	現末日員
一月	〇	三七二	〇	〇	〇	三七二
二月	三七二	一〇	一四四	一九	〇	二一九
三月	二一九	一六	二二	一〇	一	二〇二
四月	二〇二	二	一六	一四	〇	一七四
計	四〇〇	一八二		四三	一	一七四

警察監獄學會編纂

# ◎豫約出版廣告

## 監獄英語必携

全

本書は英語を解せざる初學の士をして獨學自習の目的を達せしめ併せて歐米人拘禁の場合に臨み英語を以名藉を取るの對話を初め各部門を分ち對話筆談を自在ならしめ且監獄一般の要語をいろは字引として之れに附す其編纂の如きは實務家及内外英學者の合著にして加ふるに斯道先覺の斧正校閱を経たるを以獨習及實際の應用に適實なるは聊か本會の誇稱する所なり故に司獄の職に在るの士は必ず一本を携へ切磋商月を積み内地雜居後彼れ歐米人と對談の自在を得遇囚上遺憾なからんとを期せられんと切望に堪へず(裏面目錄參照)

●ポツケット入小本  
●舶來上等紙  
●定價一部三十五錢  
●遞送料一部四錢

●紙數二百頁  
●假綴

### 豫約法

- 一豫約減價一部前金三拾錢
- 一五拾部以上一括御送本の個所は代金二ヶ月賦同百部以上は三ヶ月賦同二百部以上は四ヶ月賦として御拂込あるも妨なし
- 一代金は郵便(銀行)爲換又は通運便

(持込料添)を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村兌貞宛名を以着本のの上直に御送金ありたし但郵便爲換は東京四谷郵便支局に限る

一豫約申込期限は本年九月三十日とし御申込順次を以送本すべし但期限後は定價に復す

明治三十年九月

警察監獄學會 出版部

